

# 商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 但馬

- 1 日時  
平成28年7月4日（月曜日）  
午前10時1分開会、午後2時25分散会  
（うち休憩 午後0時～午後1時2分）
- 2 場所  
第3委員会室
- 3 出席委員  
高橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、  
樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
柳原担当書記、竹花担当書記、岩淵併任書記、吉田併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 商工労働観光部  
菊池商工労働観光部長、新屋副部長兼商工企画室長、高橋雇用対策・労働室長、  
戸舘ものづくり自動車産業振興室長、鈴木商工企画室企画課長、  
高橋経営支援課総括課長、押切産業経済交流課総括課長、高橋地域産業課長、  
平井観光課総括課長、高橋雇用対策課長、工藤労働課長、  
高橋特命参事兼ものづくり産業振興課長、瀬川自動車産業振興課長
  - (2) 教育委員会  
高橋教育長、川上教育次長兼学校教育室長、菊池教育次長兼教育企画室長、  
菊池教育企画室特命参事兼企画課長、滝山予算財務課長、佐々木学校施設課長、  
高橋学校企画課長、小野寺首席指導主事兼学力・復興教育課長、  
藤岡首席指導主事兼義務教育課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、  
木村高校改革課長、佐々木首席指導主事兼特別支援教育課長、  
菊池首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、斎藤文化財課長、  
八木首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、今野参事兼教職員課総括課長、  
荒川首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
小田島首席経営指導主事兼県立学校人事課長

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算(第1号)

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第23号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

ア 受理番号第21号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための請願

(3) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○高橋但馬委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算(第1号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費及び第7款商工費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○新屋副部長兼商工企画室長 議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算(第1号)のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明を申し上げます。議案(その1)の3ページをお開き願います。

当部関係の歳出予算は第5款労働費の2,042万5,000円、第7款商工費の2億8,729万9,000円、合わせて3億772万4,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承をお願いします。

それでは、予算に関する説明書の16ページをお開き願います。第5款労働費、第1項労政費、第4目雇用促進費の緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、過年度に実施した緊急雇用創出事業に係る事業費の返還金を基金に積み戻そうとするものであります。

次に、18ページをお開き願います。第7款商工費、第1項商工業費、第1目商工業総務費のいわての県産品海外誘客促進事業費は、国の東北観光復興対策交付金を活用した新規

事業であり、首都圏での情報発信拠点となっているいわて銀河プラザの免税対応を初め、モデルツアーの造成や海外での情報発信等を実施し、外国人観光客が県産品を購入する機会を拡大するとともに誘客促進を図ろうとするものであります。

次に、19ページに参りまして、第2項観光費、第1目観光総務費の2事業につきましても、国の東北観光復興対策交付金を活用した事業であります。まず、いわてインバウンド新時代戦略事業費は、外国人観光客の増加を図るため、戦略的、効果的なプロモーションの実施や、無料公衆無線LANの設置や案内表示の多言語化等による受け入れ体制の整備等の経費について、所要額を補正しようとするものであります。

次のいわて台湾国際観光交流推進事業費は、台湾からの定期便就航に向けて、より一層の誘客促進と相互交流を図るため、台湾でのイベントの実施等の経費について所要額を補正しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 16ページの第4目雇用促進費で、これは緊急雇用創出事業の返還金ということですが、この間緊急雇用創出事業は大幅に削減されていると思いますが、昨年度の実績見込みと今年度の緊急雇用創出事業はどうなっているのかを示していただきたい。

○高橋雇用対策課長 平成27年度の取り組み状況でございますが、震災等対応雇用支援事業につきましては、実績といたしまして新規雇用1,262人。次に生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業による雇用創出でございますが、実績といたしまして新規雇用28人。続きまして事業復興型雇用創出事業による雇用創出でございますが、実績といたしまして新規雇用240人。最後に、地域ひとつづくり事業による雇用創出でございますが、実績といたしまして新規雇用42人という平成27年度の取り組み実績となっております。

平成28年度における対応でございますが、震災等対応雇用支援事業による雇用創出につきましては、新規雇用といたしまして約350人、事業復興型雇用創出事業による雇用創出につきましては、新規雇用といたしまして約800人を計画しているところでございます。以上でございます。

○斉藤信委員 昨年度の緊急雇用創出事業費と今年度の緊急雇用創出事業費は、どう推移していて、どのくらい減っていますか。それと、平成28年度の事業復興型雇用創出事業は新規雇用で800人の計画という話でしたが、昨年度の実績は新規雇用が240人ですよね。これがふえる根拠というのは何ですか。

○高橋雇用対策課長 平成27年度震災等対応雇用支援事業の決算見込み額は28億円余、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の決算見込み額が1億円余、事業復興型雇用創出事業の決算見込み額が15億円余、地域ひとつづくり事業の決算見込み額が1億3,000万円余となっております。

平成28年度における対応でございますが、震災等対応雇用支援事業につきましては、10

億円余、事業復興型雇用創出事業につきましては、36億円余となっております。以上が事業費の推移の状況でございます。

続きまして、今年度の新規雇用の増加見込みでございますけれども、平成28年度につきましては対象地域を沿岸12市町村に限定しておることがございますが、平成28年度は7月から8月にかけて募集開始の準備をいたしまして9月から募集を開始し、5カ月間の募集期間を予定しているところでございます。

今回申請が少なかったことにつきましては、国の助成要件が絞り込まれたということがございますが、ことしにつきましては沿岸地区での説明会や市町村広報等への掲載依頼など行いまして、計画的に周知を図っていきたくと考えております。

○**斉藤信委員** 今聞いても具体的な根拠が見えないのだけれども、予算をそのようにたくさんつけているということはわかりました。

事業復興型雇用創出事業というのは、これは本当に大きな効果を上げていたのですね。ただ、新規雇用が条件になっていて、使い勝手が悪いというのもあるのです。そして、条件がどんどん厳しくなって使いづらくなっている。せつかくこのように予算化しているわけだから、ぜひこれはそうした条件の緩和を求めながら、現場で活用されるようにしっかりやっていただきたい。

次に、商工費のところに行きますが、いわての県産品海外誘客促進事業費ですけれども、この中身は2,372万円のうち1,881万円余が委託料なのですね。これは、どこにどういう形で委託をしようとしているか、その仕事の中身を示してください。

○**押切産業経済交流課総括課長** いわての県産品海外誘客促進事業費についてでございますが、細事業として三つ事業がございます。一つが県産品の販売環境の整備モデル事業といたしまして、東京のいわて銀河プラザの免税対応ということで、免税対応のレジでありますとか、パスポートリーダー一式等々の整備、公式ホームページの多言語化等を進めるものですが、多言語の通訳タブレットリースについて広告代理店等に委託をしようとするものでございます。

もう一つが多言語情報発信事業といたしまして、県産品のホームページ等の多言語化を進めるということで、全体につきましては、お土産品の販売店グループでありますとか、商店街振興組合に対して委託しようとするものでございます。

もう一つが外国人観光客向け産地体験モデル事業といたしまして、モデルツアー等の造成、県産品をフックとした観光のモデル事業の造成でありますとか、ツアー情報を海外でPRするというので、民間の旅行会社でありますとか、海外でのPRにつきましては現地でPRや広告の事業を行っている会社に委託しようとするものでございます。

○**斉藤信委員** 国からばんと予算がついて、それを具体化しているのでしょうけれども、例えばいわて銀河プラザを外国人観光客がどれぐらい利用しているかわかりますか。

○**押切産業経済交流課総括課長** 中国人等につきましては、残念ながら顔で見分けがつかないという部分もあるのですが、今のところ0.5%から1%程度が外国人観光客ではないか

というようなデータはございます。

いずれ免税対応にいたしましても、観光バス等も目の前にとまるような場所ですので、PRして、1人でも2人でも多くの外国人観光客に御利用いただけるようにしたいと考えているところでございます。

**○斉藤信委員** 国の予算がついたから、外国人観光客は0.5%から1%程度にもかかわらず、このようにしなくてはならない。やっぱり税金の使い方というか、予算の使い方で、本当はもっと効果的な事業に使ったほうが、効果があると思います。これは率直に指摘しておきます。

その次にいわてインバウンド新時代戦略事業費が出ていますが、2億2,000万円余ということで、これもまた2億1,900万円余が観光総務費全体の委託料ですね。この委託の中身も示してください。

**○平井観光課総括課長** いわてインバウンド新時代戦略事業費の委託料の内容でございますが、この事業につきましては大きく二つの柱がございまして、一つは海外へのプロモーションの実施、それからもう一つは県内での受け入れ体制の整備支援でございます。委託料の主な内容はプロモーションの実施に係るものでございまして、まず北東北3県で連携いたしまして、食をテーマに広域周遊ルート構築を目指すためのイベントの実施、宮城県と連携しまして台湾テレビドラマロケの誘致、それから県の単独事業でございますが、各国、各市場の特定のテーマに応じて、旅行会社を岩手県に呼びいわゆる招請事業、海外の旅行博等への出展事業でございます。こちらにつきましては委託するものでございます。

**○斉藤信委員** インバウンドの取り組みは大事な課題だとは思いますが、これは例えば昨年度の実績というのは、大方わかるのでしょうか。外国人観光客がどれくらいふえているのか。

あとは、私は国内の観光客は全国的には減っていると思っていて、そっちの減少のほう大きいという気がするけれども、その動向はわかりますか。

**○平井観光課総括課長** まず、外国人観光客の動向でございますが、外国人観光客の入り込みにつきましては、国が調査しております外国人宿泊者数の統計調査がございます。こちらは平成27年1月から12月まで出ておりまして、傾向を申し上げますと、東日本大震災津波の発災以来、外国人観光客は激減いたしました。徐々に回復してございます。

ちなみに、東日本大震災津波前の平成22年におきましては、岩手県の外国人延べ宿泊者数は9万960人泊でございました。それが翌年の平成23年は3万3,330人泊まで激減いたしました。その後いろいろなプロモーション、受け入れ体制の整備をいたしまして、平成27年におきましては10万5,300人泊と震災前を超えるところまで回復している状況でございます。

また、国内観光客の入り込み状況でございますが、こちらにつきましてはまだ平成26年度までのデータしか出ておりませんが、延べ入り込み数と申しまして、観光ポイントを訪れた観光客の方をカウントしている数字でございますが、平成26年度は2,919万7,512人回

ということで、平成25年度に比べてふえておりますが、これも同じような傾向で、東日本大震災によって激減したものが徐々に回復しているというような状況でございます。

○**斉藤信委員** インバウンドというのは国の政策でかなりふやそうということになって、やっと震災前を取り戻した、こういう感じだと思いますけれども、昨年は県も市町村も旅行券を発行したわけですね。県が発行した旅行券の効果、市町村も含めてこの効果というのは現時点でどのように把握されているのか。それで実際、宿泊者数はどのくらいふえたのか、減ったのかわかりますか。

○**平井観光課総括課長** 昨年度実施いたしました割引旅行券、それからインターネット販売のクーポン券の発売がございました。こちらの利用期間でございますが、平成27年6月から平成28年3月までの利用とさせていただきますが、この機会におきまして県の延べ宿泊者数は22万1,340人泊増加してございます。

なお、この割引旅行券、クーポン券を利用した人数は16万7,769人泊でございますので、これを上回る増加となっております。新たな宿泊需要の喚起にも一定の効果があったものと捉えてございます。

○**斉藤信委員** この22万1,340人泊は、前年度と比べてふえたということですね。そのうち16万7,769人泊というのが割引旅行券等を利用した。これは県、市町村合わせてということですか。

○**平井観光課総括課長** こちらは、県の事業のみでございます。

○**斉藤信委員** 県の事業のみで旅行者が22万人余ふえたと、これはどういうふうに調べているのでしょうか。では市町村が発行したものは、さらにふえているということになりますか。

○**平井観光課総括課長** 今お答えいたしました22万1,340人泊につきましては、県全体といたしますか、県内の宿泊施設の増加人数でございますので、これに対して県のクーポン券、旅行券を使った方の数が16万7,769人泊ということでございます。これにプラスしての市町村分については申しわけございませんが、把握してございませんので、こちらと22万1,340人泊の関係につきましては把握していないところでございます。

○**斉藤信委員** そうすると、22万1,340人泊というのは、県によってふえたのではなくて、県であろうが市町村であろうがふえたということですね。そのうち16万7,769人泊が県の割引旅行券等を使ったと。市町村もかなりやっていますから、だとすれば22万余というのは決して多い数ではないという感じになりますね。これは県、市町村でどのぐらいの事業費が投入されているのですか。

○**平井観光課総括課長** 市町村の分につきましては、ただいま手持ちの資料がございませんので、調べまして後ほどお答えいたします。

○**斉藤信委員** それは後にして、では最後ですけれども、いわて台湾国際観光交流推進事業費4,350万円余について、台湾関係は県土整備部でも予算化をされていましたが、いわて台湾国際観光交流推進事業の具体的な中身、定期便の見通しなども11月には方向性が出る

のではないかという答弁もありましたけれども、商工労働観光部としてはどういう取り組みになるのか示していただきたい。

○平井観光課総括課長 いわて台湾国際観光交流推進事業につきましては、やはりいわて花巻空港の国際定期便就航を見据えまして台湾からの誘客を一層促進するために、特にプロモーション事業、いわゆる台湾に行つての海外旅行博等でのPR、それから県内への招請というものに取り組んでいるものでございます。特に台湾市場につきましては広域的な連携が必要ということで東北観光推進機構、こちらは東北6県プラス新潟県と経済関係団体等で構成されておりますが、そこと連携したプロモーションというものも予定してございます。

そういう中で、プロモーションでは私どもが台湾に出かけていきまして、台湾の旅行会社の方から特に指摘されてございますが、岩手県の知名度をもっと上げる取り組みが必要だろうという御意見をいただきました。これを踏まえまして、台湾で著名な方を活用してテレビ等を使ったプロモーションとか、台湾では非常にサイクリングがはやっております、サイクリングを活用して、特に三陸海岸でサイクリングをしていただくようなことを招請する事業に取り組もうとするものでございます。

○斉藤信委員 台湾との関係で、恐らく今外国人観光客の半分以上を占めるのですかね。その辺も少し実績を示してほしいのですけれども、台湾からの観光客というのは東北もそうですし、全国でも多いのだよね。台湾の人口そのものはかなり限られているから、そんなに今後のパイというのは見込めない。国内で競争し、東北でも競争するという中で、台湾以外の戦略的な対策を立てていかないと、台湾頼みだけでいいのかと、私はそんな気がするのですけれども、そういう点はどのように考えて取り組んでいますか。

○平井観光課総括課長 台湾と、それ以外の市場に対する取り組みでございますが、まず台湾からの観光客の状況でございますが、先ほど御説明いたしました平成27年暦年の宿泊者数でございますと台湾からは5万240人泊です。先ほど御説明いたしました外国人宿泊者数10万5,300人泊は全ての施設を調査対象としていますが、国別に捉えてございますのはホテル、旅館で従業員が10人以上いる施設が調査対象になっており、悉皆調査でございます。この外国人宿泊者数のトータルが9万7,950人泊でございますので、このうち台湾が5万240人泊ということで、半分以上を台湾からの観光客が占めている状況でございます。平成26年が4万5,560人泊ですので、前年に比べて台湾からの観光客はふえている状況でございます。

なお、先ほど委員からお話がありました台湾以外の市場につきましては、先ほど御答弁申し上げたいわてインバウンド新時代戦略事業費のほうで、例えば香港でありますとか中国についてもそれぞれのニーズに応じたプロモーションに取り組むということで予算計上させていただいているものでございます。

○ハクセル美穂子委員 斉藤委員からも質問がありましたが、何点か私の視点でお聞きします。

最初に、商工業総務費のいわての県産品海外誘客促進事業費の中で、海外でPR、情報発信するというのですが、今考えていらっしゃる具体的な国とか地域がありましたら、教えてください。

○押切産業経済交流課総括課長 今のところヨーロッパのパリを中心に情報発信しようということで、欧州展開の中での一つの位置づけと考えています。

○ハクセル美穂子委員 パリだけですか。フランスに限定して今回はやるということでしょうか。

○押切産業経済交流課総括課長 今回、当初予算のほうで欧州展開を見込んで、コルマール旅行博への出展でありますとか、パリの市内での県産品の販売施設を活用したPRを考えてございますので、それに上乗せして、それをより知っていただく、現地の方々に岩手を知ってもらって、それをインバウンドにつなげるというような部分での補正予算でございます。

○ハクセル美穂子委員 パリというか、フランスに限定したという具体的な根拠はありますか。

○押切産業経済交流課総括課長 ただいま申し上げましたように、コルマール旅行博につきましては平成26年に出展いたしました。その前段として岩手とアルザスとの交流という部分がございます。まずはフランスということでございます。去年はミラノ万博のほうに出展しましたが、ヨーロッパ全体、そしてパリということで、年間の観光客が8,000万人も来るような大きなところですので、そこでのPRが全世界へのPRにつながるという部分で、今回の取り組みを世界的な発信地であるパリでPRしてインバウンドにつなげようとするものでございます。

○ハクセル美穂子委員 次のいわてインバウンド新時代戦略事業費のほうの戦略にもかかわる部分だと思うのですが、なぜ台湾の定期便化を図っているのかとか、そういう何か統一性が私には余り見えてこないというのがあります。

この間、議連で台湾に行かせていただいて、台湾は暑い国で、だからこそ東北が魅力的に見えるというようなことも実感しました。ではパリ、フランスと岩手、日本というように考えればそれは日本とフランスでいいかもしれないのですが、日本の中でも岩手ではなくて東京、それから大阪とも私たちは競っていかなければならない部分があります。岩手の魅力を欧州の人たちにわかってもらうためというような、その意図もよくわかるのですが、岩手県としてなぜフランスなのか、フランスの人は岩手のこういう部分が好きなのだよとか、そういう……

〔樋下正信委員 「三陸のカキがいっぱいフランスにいつている」と呼ぶ〕

○ハクセル美穂子委員 (続) カキ、食文化でやるというのはわかりました。では、三陸でと言うのであれば、そのような具体的なビジョンを組み立てた上でやっていかないと、ことしはフランス、次はアメリカとか、統一性がないような戦略になってしまって、実際のインバウンドの引き込みにつながっていかないのではないかとというような印象も私は受

けております。今後どのように海外展開の部分を考えていらっしゃるのか、もう一回だけお聞きして終わります。

○押切産業経済交流課総括課長 海外戦略につきましては、県全体で組み立てているところでございますが、欧州の方々にはストーリーを重視しており、例えば漆であれば、その漆をつくる工程、その背景にある歴史であるとか文化とか、そういうものについてすごく興味を持っていただけるという部分があります。平成26年のコルマール旅行博へ出展の実績もございますので、それをさらに県産品をフックとしたインバウンドの促進につなげていこうと考えています。南部鉄器につきましても、色のついた南部鉄器でありますとか、そういうものが欧州でかなり出回ってございますので、県産品をフックとしたインバウンドの促進ということで、その中心地であるパリでの展開を考えているところであります。いずれ全体の国際戦略につきましては、県全体として現在取りまとめている最中でございます。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。では、そういったことで、漆とか美術品という部分でフランスだということを考えていらっしゃるって、今回はパリだということをお教えいただきましたので、納得いく部分もあります。

やっぱり事業を動かすときにそういった、なぜここを選んだのかということ。漆と言われれば、ああ、そうだなと思うわけですから、そういうのは県民の方もなぜフランスなのだと思ったときに、漆でしょうと言われれば、自分たちの生活の中に漆を取り入れる一端になる可能性もありますし、こういった形で賛同してくださるところもあると思います。そういう具体的なお考えがあれば、ぜひ事業の中にも入れてあげたら、漆の業界の方も喜ぶのではないかと思います。

もう一つ、いわて台湾国際観光交流推進事業費で、さっき斉藤委員がお聞きしていた中に、三陸海岸でサイクリングをやる予定だということをおっしゃっていましたが、サイクリングのPRをして、では三陸海岸に実際に来たときに、レンタサイクルとか、受け入れ先とか、そういったものの整備もあわせて進めていくのかという点についてお伺いしたいと思います。

○平井観光課総括課長 サイクルツーリズムの誘致に係るものでございますが、今のところまだたくさんのお客さんが来ているわけではございませんので、レンタサイクルについての助成スキームなり支援スキームなりについての予算は、今年度は計上していないものでございます。

ただ、私どものイメージといたしましては、三陸鉄道とサイクリングを掛け合わせまして、そういう形で三陸鉄道に乗りいただきながらサイクリングをお楽しみいただくというようなことを考えてございます。三陸地域に今DMOが設置されてございますので、そことの調整も図りながら、いかにして外国人を三陸海岸に誘客していくかについて考えてまいります。

あと先ほど斉藤委員から御質問いただきました旅行券の事業でございますが、旅行券そ

のものに出した助成金額ベースでございますが、県が8億1,600万円、市町村が6,986万円でございますので、県のほうがかなり大きい規模になってございます。合わせまして8億8,586万円が旅行券、クーポン券に充てました助成金額でございます。

○小西和子委員 私もいわての県産品海外誘客促進事業費についてお聞きしたいのですが、お二人の委員のほうからも出されましたけれども、まずいわて銀河プラザの年間利用人数の推移についてお伺いしたいと思います。

○高橋地域産業課長 いわて銀河プラザの購買客数でございますけれども、平成27年度につきましては35万4,000人余となっております。

○小西和子委員 推移ですので、わかる範囲で数年間を言っていただけるとありがたいです。

○高橋地域産業課長 大変失礼しました。平成27年度は、今申し上げました35万4,000人余でございます。

それから、推移でございますけれども、平成26年度におきましては28万人余ということで、平成27年度は前年度に比べまして126.4%と大幅に伸びております。これにつきましては、先ほど申しました割引販売ということがございまして、いわて銀河プラザのほうでも過去最高の売り上げを計上したところでございます。

○小西和子委員 推移が2年間だけだったので、ちょっと残念ですけども、あともう2年ぐらい言っていただけますか。

○高橋地域産業課長 平成25年度におきましては、客数につきまして32万8,000人余となっております、順番に申し上げますと、平成26年度におきましては28万人余、それから平成27年度におきましては35万4,000人余というように……

〔千葉伝委員 「その前は」と呼ぶ〕

○高橋地域産業課長 (続) その前は、平成23年度につきましては36万3,000人余、平成24年度につきましては28万3,000人余というような推移になっています。申しわけございません。

○押切産業経済交流課総括課長 補足でございますが、平成23年度の36万人余というのは、震災の年でございますので、すごくふえました。その次の平成24年度につきましては28万人余ということで、震災のピークを過ぎて減りました。平成25年度は32万人余で、これは、あまちゃんの効果でありますとか、向かいの歌舞伎座がリニューアルオープンしたということで、ちょっとふえました。その反動で平成26年度につきましては28万人余ということで、またちょっと減になったのですが、今回は3割引き販売ということで非常にふえまして、35万人余という数字になったというような推移でございます。

○小西和子委員 このような推移だということがわかりました。3割引きということは、購買人数はふえても収益は減ったわけですね。

〔斉藤信委員 「だって、別だから」と呼ぶ〕

○小西和子委員 (続) ああ、別建てか、わかりました。先ほど0.5%から1%程度が外

国人利用客という説明がありました。仮に1%としてみますと、結構な人数だとは思いますが、この事業によるいわて銀河プラザの購買者数の目標というのを立てていると思いますので、収益目標についてお伺いしたいと思います。

○**押切産業経済交流課総括課長** 今年度の売り上げ目標等でございますが、岩手県産株式会社の決算、そして予算という中で目標数値というのを立ててございますが、ちょっと今手元に資料がございませんので、後でお知らせさせていただきたいと思います。

○**小西和子委員** わかりました。2,372万円も使うということでございますので、それなりの収益があると見込んでの計画だとは思いますが。ただ、私が思うには、利用客の底上げがあってこそその収益だと考えます。すごくいい立地ですよ。向かいが歌舞伎座という、もうこれ以上のところはないというところにあるわけで、人気もあるのですけれども、先ほどお伺いしたように、その年によってちょっとでこぼこがあるといったことでございます。であれば、利用客の声をさまざまに反映させていると思いますけれども、どのような取り組みをしているのでしょうか。

○**高橋地域産業課長** アンテナショップにおける取り組みでございますけれども、昨年は先ほど申し上げましたとおり割引販売ということがございましたので、主にインターネット等を通じました情報発信等を行いました。そちらのほうでさまざまそういった割引を含めた商品紹介を行ったところがございますし、あとは従来から売れ筋の商品開発の取り組みをさまざま進めておりまして、例えば先ほどの岩手県産株式会社でプライベートブランドの、ぺっこという商品がございますけれども、この商品が好調でございます。それらの従来の商品と、いわて銀河プラザのほうにおきましては各市町村の生産者の方々が対面販売でやるイベントもさまざま展開しておりまして、そういった取り組みを地道に展開しつつ、場所も先ほど申し上げましたとおり歌舞伎座の向かいということもございますので、そういったところもいろいろ活用しながら展開しているところでございます。

それから、先ほどの目標に対しての売り上げがどうかというところでございますけれども、岩手県産株式会社の平成27年度決算につきましては、売り上げが58億円余ということで、過去2番目の売上高ということになりまして、目標額の3億3,800万余を超える売り上げという状況になっております。

○**押切産業経済交流課総括課長** 3割引販売におきまして、購入者の方々にアンケート調査を行っておりまして、その回答を見ますと半分ぐらいのお客がこの割引販売で初めて購入されたということがございまして、今後も割引が終わっても購入されますかという質問に対しましては、引き続き購入したいという方が3割ございます。いずれこの割引販売を一過性のものにならないために、東京、福岡ともポイントカードの新規会員に対するダイレクトメールの発送でありますとか、いろんなイベントの周知等を通じて、去年並みとはいかなくても一昨年度を上回るような売り上げにつながるようにしていきたいと考えているところでございます。

○**小西和子委員** すごくいい取り組みだと思います。消費者の声をしっかりと受けとめて

ということの繰り返しだと思のです。今後もそういうことに力を入れていていただくことで底上げを図って、そうすれば外国人のお客さんもふえていくと。このような取り組みもいいと思いますけれども、ぜひ続けていていただきたいと思います。

首都圏に住んでいる知り合いたちも、あそこはとてもいいよと大変評判ですので、ぜひそのことを実行していただきたいということを申し上げて終わります。

**○名須川晋委員** それでは、先ほどの斉藤委員の御質問の確認も含めまして、もう一度質問させていただきますが、事業復興型雇用創出助成金でございますけれども、昨年度が新規雇用240人、今年度が新規雇用800人ということで、周知を徹底させるということと、その期間を長くするということがございますが、本当に800人という目標が達成されるのか、その見込みはどうなっているのでしょうか。対象者の条件が広がっているというのであれば使いやすいと思うのですけれども、あるいは地域が沿岸だけではなく、もうちょっと内陸のほうまで地域が広がるというのであればいいのですが、要件が変わらないとすれば、本当にこの800人という目標が達成される見込みなののでしょうか。

**○高橋雇用対策・労働室長** 事業復興型雇用創出助成金の関係でございますが、これは3月末の見込みの数字ということになりますけれども、平成27年度実績で240人ですが、実際は申請者の数としては400人程度でございます。ただ、要件に合致しないというあたりで実績が落ちている部分がございます。400人に対して、平成28年度については800人で倍もあるということで、達成見込みはどうかというお話ですが、我々としては先ほど雇用対策課長が申し上げたとおり、周知に努めて何とかお役に立てるように努力をします。予算については、利用したいという事業者に、予算の都合でできませんということがないように措置をしたところでございます。

要件緩和については、従前も国に要望しておりますし、平成29年度の事業に向けても実は要望活動しているところでございまして、そういった使いやすい制度になることについても引き続き国に要望してまいりたいと思っております。

**○名須川晋委員** この助成金につきましては、大変県内の企業も千天の慈雨といいますか、非常に経営的にはよかったと思います。それがだんだんとその効果がなくなってきたかと思いますが、細かいことを申し上げますと、事務の取り扱いを委託しているところが、事務が遅いとは言いませんけれども、例えば決算期において前年度の確定額がなかなか通知されないということで、決算に滞りがあるとも伺っております。税理士や公認会計士は、前年度の確定額の通知をもらわないとなかなか決算ができないわけでございますが、見込みでつくるわけにもいかないということでございますので、800人ですと何社になるかわかりませんが、例えば決算期にも配慮した、あるいはすぐ欲しいという要望があったなら、その事務を取り扱っているところがフレキシブルに対応していただけるような、そういうことがなされないと、最終的に活用している企業のほうもその点で不利益といいますか、使いにくいというところも若干あると思いますので、その辺の配慮につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○高橋雇用対策・労働室長 委員御指摘の部分は、我々も重々気かけながら作業を進めているところでございますが、実態としてそのようなお話も聞こえているところでございます。これは申請者数が1万8,000人ぐらいになるわけですが、年度が3年間重なってまいりますので、数が非常に多いということがございます。だからいいということではないと承知しておりまして、事務を担当する岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センターを含めて手前どもも相当の人員を投入してやっておりますが、至らないところについては早急に事務が進むように、また内部で話をしながら進めてまいりたいと思っております。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○ハクセル美穂子委員 私からは、いわてで働こう推進本部会議の関係で御質問したいと思えます。

先日6月13日に第1回のいわてで働こう推進本部会議が行われたようでございます。資料の提供をいただきました。資料の中身を見させていただきました。推進方針とか、雇用情勢についてということが書かれていまして、それから活動状況について、今までの協議会の取組実績や今後の取組計画について、いろいろと書かれておりました。中身をしっかり見させていただいた中で気づいたことがあるのですが、若者と女性の県内就職及び創業支援の充実を図りという文句がたくさん出てきて、それはとても感じとしてはいいのですが、実は就業支援とか、または今でも支援しているような中身の中に創業に関する女性の支援はあるのですが、雇用されている女性に関する支援策というのが一切ないというのに私は気づいたのです。若者に対するものはあります。若者の半数は女性でしょうから、そこで女性だとおっしゃるのかもしれませんが、実際に今雇用されて働いている女性のための、女性がやめないでずっと就業し続けられるような、そういった雇用環境をつくるための具体的な支援策というのが一切載っていないのです。この本部会議の中で、本部会議の構成員のメンバーの方からそういった部分についての指摘はなかったのでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○高橋雇用対策・労働室長 本部会議のいわてで働こう推進方針の関係でのお尋ねでしたが、女性施策の部分が少し薄いのではないかというお話かと思います。県の施策として取りまとめているものですが、あの中には創業支援の部分や、委員から今お話のあった部分のほかにもさまざま入れ込んでいるつもりではありますが、1行ぐらいつつのもので全体として詳しく書けませんので、なかなか力が入ったように見えていないというようなことがあるかとは思いますが。例えば女性に特化したというよりも、若者の中に大きく半分女性が入っているという中での県内就業支援というような位置づけのものもあるかとは思いますが。例えばいわて働き方改革は、女性のみならず男性も長時間労働を是正して、ワークライフバランスということで一緒に子育てをするのだというような意識をつくっていくとか、そういった多様な働き方の部分での支援ということについても取り組んでおります。そういった部分で御理解をいただきたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員 若者や女性という中で、若者に半分女性が入っていますというようなお答えを今いただきましたけれども、それであれば若者に特化してきちんと若者のためにやればいいのかと思います。

あえてここに女性のというように入れているのであれば、きちんと女性の雇用環境について分析して、その中でどういう形で施策を進めていけばいいのかというのをしっかり出さなければならないと思います。こういう形で出されると、女性をただだしに使っているのではないかと女性の一人として思いますし、女性と書けばいいのではないのというように捉えてしまうのです。では、本当に女性の中で就業しようとしている人が何割いるのか、それとも雇用されている人のほうが多いのか、その雇用されている女性の方々の中で何が悩みなのかとかが一切ないのです。だとしたら、もういわてで働こう推進協議会は若者に特化すればいいのではないかと考えるぐらいでした。

3月あたりにも、同じ会派の千葉絢子議員が本部会議のメンバーの中に女性が一人もないというようなトピックを、たしか出したような気がします。私も女性ですので、男性の考えていることが全部わかるわけではないのです。男性にとっては女性の考えていることも全部わかるわけではないと。ただ、わかり合っていくために男女共同参画とかをやっています。あれは、全体的な県の男女共同参画の機運を上げるものです。商工労働観光部では、やはり働いている女性のための雇用環境をしっかりと整備していくというのがもとの目的だと思います。ですので、いわてで働こう推進協議会の中に女性をうたうのであれば、もうちょっとしっかりと働いている方、今雇用されている方で、例えば妊娠、出産で結局やめざるを得ないという方がいらっしゃいますので、そういった方々に対してどのようにアプローチや支援をしていくのか。岩手労働局とかでやっていますよというものもこれまでの答弁の中で聞いておりますけれども、であれば岩手労働局ではこのように支援をしていて、商工労働観光部ではこのように連携しながら、この点については岩手労働局でやっている、事業所内保育所とかそういうのは保健福祉部でやっていますというのを括弧書きでもいいから書いていけば、県でやっていますよということが見えてくると思うの

です。そういった配慮も入れてやっていかないと、訴える力が弱いのではないかと考えております。

この点については、もう一回精査していただきたいと思います。この間いわてで働こう推進大会にも出ささせていただきました。そのときにつなぎ温泉四季亭の林さんのお話も聞いて、本当に感銘を受けました。ああやって頑張っている女性の方の意見を積極的に取り入れて、施策の中に反映していくということは本当に重要なことだと思います。大きな大きなヒントを持っていらっしゃる方が実際に県内にいらっしゃって、そういった方とも交流があるので、ちゃんと女性の経営者の方の御意見を聞くとか、そういった視点をいわてで働こう推進協議会の中にも明確に出していただきたいと思います。要望として終わりますが、でも最後に答弁をお願いします。

**○高橋雇用対策・労働室長** 今委員からいただいた意見は、貴重な御意見として今後の協議会なり県の施策推進の上で参考にしていきたいと考えております。

1点か2点ちょっとお話しさせていただきますと、いわてで働こう推進協議会のほうは確かに女性が委員として入ってごさいませんが、これにつきましては各構成団体に委員を出していただいたのがたまたまトップの方々ということでございました。ただ我々もそういった課題認識がありますので、若者あるいは女性の方も入った実務者レベルの検討の会議を別途設けて、意見交換をしたり施策の意見を聞くということにしております。

それから、県のさまざまな施策、労働行政は国とのタイアップというか、一緒にできないわけですが、そういった部分もしっかりと今いただいた意見等を反映させ、話しながら進めてまいりたいと思います。

**○斉藤信委員** 最初に、雇用情勢についてお聞きしたいのですが、有効求人倍率が全国で1倍を超えているという大宣伝がなされていますけれども、岩手県の有効求人倍率は私が把握している4月段階で1.28倍、一方で正社員の有効求人倍率はたしか0.62倍、そして実際に正社員で就職した方は33%。だから、この中身を見たら、本当に雇用は劣化していると、厳しい状況になっているのではないかとと思いますが、岩手県の雇用情勢についてどうなっていますか。

**○高橋雇用対策・労働室長** ついせんだって5月末の有効求人倍率も出たのですがけれども、県内の情勢は1.28倍で変わってごさいません。うち正社員の数字につきましては0.65倍という数字でございまして、これは県としては非常に高い数字でございまして、ただその中でも正社員での就職率33%というのは今御紹介がございましたが、それもその程度で推移してございます。これも過去では高いレベルにあるとは思っておりますが、例えば首都圏、東京のほうの正規雇用の求人倍率と比べれば、まだまだ差がございまして、ですから、引上げられるという状況があるというのはそのとおりでございます。

東北の平均と比べても1.28倍は3番目、4番目ぐらいの数字でございまして、全国平均よりも低い状況ですから、全国の雇用、改善という言葉で国のほうでは言っておりますが、そういう状況の中で、岩手ではなかなか県内に勤めていただく方を確保するというの

が難しい状況にあるというのが実情ということで、先ほど来のいわてで働こうというような運動が必要になると捉えております。

○**斉藤信委員** 5月のデータで出していただきました。岩手県の場合には大規模な復興事業が今続いているので、これは特殊要因というか、逆に言えばプラス要因、そういう要因があったとしても、正社員の有効求人倍率が0.65倍ということは求職者10人に対して6人半しか正規の求人はないと。そして、実際に正規社員として就職しているのは33%ですから、3人に1人ですよ。だから、あとの7割近くは非正規、本当にこれは雇用の劣化を示すものではないかと思えます。そして、実際にこの3年間で比較すれば、全国的には正社員は23万人減りました。そして、非正規社員が172万人ふえたのです。全国のこの動向に対応する岩手の数字というのは出ますか。

○**高橋雇用対策課長** 岩手県の正規、非正規従業員の状況でございますが、平成24年度、正規の従業員につきましては32万8,800人、非正規従業員につきましては19万8,500人となってございまして、非正規従業員は37.6%という数字になってございます。

なお、こちらにつきましては、5年に1回の調査でございますが、19年度が33.5%で、数字は上がってきているというところでございます。

○**斉藤信委員** 就業構造基本調査のデータで、5年に1回ですから結局平成24年度、ちょっと古いデータだから、残念ながらこの3年間の推移は、もっと非正規の比率が高くなっていると思えますよ。だから、雇用の状況というのは本当に改善どころか劣化していると言わざるを得ないと思えます。

もう一つ雇用の問題で、復興事業のかかわりだと思えますけれども、雇用保険の被保険者数というのは全県全体で、3月のデータでお話ししますと1万6,266人ふえています。沿岸も2,077人ふえています。いわば全県全体で人口が5万806人、沿岸においては2万4,355人減っている中で、雇用保険被保険者数、労働者はふえているということで、まさにこれは復興事業の反映だと思うけれども、一方で沿岸の基幹産業である食料品製造業は、1,470人が震災前と比べて減少している。これは大変深刻なことだと私は思うのです。復興事業で働く人はふえているけれども、これから復興の中心になるべき食料品製造業の水産加工業で震災前を取り戻せていないので、この打開策が必要だと思うけれども、現状をどう受けとめ、どう取り組んでおられるのか示していただきたい。

○**高橋雇用対策課長** 雇用保険の被保険者数につきましては、沿岸部の就業者数は震災前の平成23年2月と比較いたしまして、震災直後の平成23年4月には9,782人減少いたしましたが、平成28年4月には1,953人上回っております。食料品製造業は1,451人減少してございます。

そういった中で平成27年度におきましては、大手就職情報サイトを活用する企業への補助による企業の求人情報発信支援や、U・Iターン事業の強化による地域外からの人材確保に取り組んできたところございまして、平成28年度につきましても平成27年度の取り組みに加えまして、企業紹介プロモーションの支援等による地域内の人材確保とともに、

U・Iターン事業の強化による地域外からの人材確保にも取り組んでいきたいと思っております。緊急雇用創出事業につきましても沿岸地域の事業所に限り実施期限が1年間延長されたということから、事業復興型雇用創出助成金を活用した長期安定的な雇用創出に取り組んでいきたいと考えてございます。

**○斉藤信委員** その程度の対策では極めて不十分だと思いますが、被災事業所復興状況調査、これはことしの2月1日段階で県が行った調査です。ここで水産加工業の場合は売り上げがどのぐらいになっているかという、震災前と比較して、震災前よりもよい、これが16.3%、震災前と同じ程度、これが23.3%で、震災前のレベルをほぼ確保したのは39.6%、4割弱です。だから、8割方水産加工業は再建したのだけれども、しかし4割ぐらいの事業者しか売り上げが確保し切れていないというのは、これは極めて重要な問題です。

私は6月に宮古の大変頑張っている水産加工業の社長の話を聞いたけれども、この売り上げで推移したら再建しても半分はもたないのではないかなというかなり厳しいお話でした。だから、再建はすばらしい成果だと思うけれども、やっぱり再建した水産加工業者がきちんと営業を継続できるように、売り上げ減少、人手不足、ここの支援が今強く求められているのではないかと思います、この点どう受けとめて支援策を強めているか示していただきたい。

**○押切産業経済交流課総括課長** 委員御指摘のとおり、被災事業所復興状況調査におきましては事業再開が84%にもかかわらず、震災前と同程度までに業績が回復したところは全産業の平均が47.6%のところ水産加工業が39.6%という厳しい状況になっているということでございます。その課題といたしましては、原材料価格の高騰でありますとか、調達困難、雇用労働力の確保、業績の悪化、販路の喪失等がございます。

いずれ私どもといたしましては、魅力ある商品づくりから販路の拡大に至るまで、さらに改善による生産性の向上等に努めながら、業績の回復に向けての重点的な支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○斉藤信委員** 売り上げを回復して頑張っているというすばらしい企業もあるし、教訓もあるわけです。ただ、全体としてきちんと支援しないと、今後の地域経済、雇用の確保を考えると私は大変大事だと思うので、本当に一つ一つよく見て、市町村とも協力をして支援策を強化していただきたい。

次に、仮設店舗の問題についてお聞きしますが、実はこの被災事業所復興状況調査で仮設店舗の本設再開を予定していると答えたのは75.6%でした。しかし、本設再開を予定していると回答した事業所のうち、平成28年度内と答えたのが28.8%で、未定と答えたのが51.4%。だから、本設再開というのを予定しているのだけれども、具体的には未定だと。ここに深刻さがあるって、実は6月11日付の岩手日報ですけれども、沿岸10市町村の仮設商店街の調査をやったら、本設予定は49%どまりです。2月1日の調査から恐らく4カ月もたっていないと思うのですけれども、本設で本気になってやるというのが49%、私はこの報道に大変衝撃を受けました。これを県はどのように受けとめているのか。本当に今、本

設展開に向けた支援が必要だと思うけれども、仮設店舗、仮設商店街、この実態を示した上で、皆さんの対応策を示していただきたい。

○高橋経営支援課総括課長 仮設から本設移行の状況と仮設店舗の施設の状況ですけれども、震災後の平成23年度と平成24年度にかけて中小企業基盤整備機構のほうで仮設施設を整備して、市町村のほうに移譲して市町村が管理しているわけですが、最大で362カ所の仮設施設が整備されました。その中で撤去ですとか移転といったものがある、現在は328カ所になっております。その差の分は、いわゆる無償譲渡したものですとか、本設移行した事業者がいて、あきが出たので撤去したといったようなものもありまして、私たちのほうで市町村から聞いた結果をまとめたところでは、仮設に入っていた方で本設に移行したということで出た方は114事業者と聞いております。本設移行については、具体的に決めているというのが半数弱ということで、それ以外の方はまだ迷っているというか、方針を決めかねているという事業者も多いと承っております。

実際、沿岸南部は今かさ上げ工事も大分進んで、ようやく本格的に着工できるという場所がありますし、例えば大船渡市では民間の事業者のほうが先行して整備をしまして、地元商店者も共同店舗等についてこれから着工というようなことで動いている地区もあります。そういう状況を踏まえて、個別に意向調査などを各市町村ともやっているところでして、そういった中でどんな形で本設移行するのか、あるいはいつごろになったら希望する場所で着工できるのかとか、そういったところを含めてヒアリング意向調査をしているという状況です。もちろん県としてはグループ補助金ですとか、県単補助金、あるいは補助残の分の無利子の融資とかあるわけですが、どうやった形で再開が計画できるかといったところの事業計画の策定も重要だと思いますので、そういったところも含めて県としても市町村、商工団体と連携して、本設移行の相談対応等をしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 仮設商店街もたくさんできましたけれども、まちづくりの進展度合いと合わせて、私はことしあたりが転換期になると思うのです。だから、そういう意味で本設を希望している業者が本当に本設展開できるように、きめ細かな支援策が必要ではないのかと思います。これは個々のというよりは、商店街としての再建、例えば陸前高田市でいけば、私が当初聞いたときには、10メートルかさ上げしたところに、百数十店舗が希望して新しい商店街をつくるということでした。そこには公共施設もつくるということで、まさに商店街というのはまちの顔なのです。ただ、グループ補助金の申請について聞くと、なかなかその数にいかないと、まだ数十店舗にとどまっているのではないかという感じがするのですけれども、それがわかったら教えてください。

あと大船渡市も、これは駅から海側のほうに商店街を形成するとなっているけれども、テナント料が高くて、みんながみんなそこに移行できるわけでもない。これはなかなか大変です。私はそういう意味でいくと、商店街の再生というのは地域経済にとっても、そしてまちづくりにとっても中心課題なのだと思います。そういう点で今の仮設商店街の現

状をどう把握しているか、新しいまちづくりとしての商店街の再生の取り組み、これをどう把握していますか。

○高橋経営支援課総括課長 まず、グループ補助金の申請の状況です。今年度1回目の公募が先ごろ締め切りとなりまして、10グループ、補助金の交付申請を予定している方が60者ぐらいだったと思います。今年度の秋口にもう一回予定しておりまして、相談は受けているのだけれども、秋口に申し込むというようなグループもありますので、今年度全体としてはまだちょっとわからないところですが、平成27年度は1年間でやっぱり60者ぐらいでしたので、今年度の申請数はふえるものと考えております。

それから、仮設商店街の状況につきましては、昨年9月時点で岩手県商店街実態調査というものを県でやりまして、そのときにある程度まとまりのある仮設商店街のところ25カ所に調査をしております、なかなか繁栄しているというところはなく、停滞しているというところがほとんどでありました。復興需要がちょっと減ってきているとか、お店がちょっとずつ抜けて、何となくにぎわいが下がってきているというような話も聞かれました。仮設商店街の人たちは、地域との連携といいますか、買い物、コミュニティーづくりとかいうことにも取り組んでいる割合が逆に通常の商店街よりも高かったですので、そういった意識で本設に移ってもやっていくということが地域にとっても大事なのかなというのは調査の中でもあったところですよ。

それから、今後の市町村の状況のほうですけれども、一番大規模なかさ上げをしているだろうという陸前高田市が今年度から順次着工可能ということになっています。市のほうでも、そういう形で事業者への説明会や、ヒアリング等をやっていますし、我々としてもグループ補助金などの申請に向けて、いろいろ相談会をしております。ただ、大船渡市は先ほど言ったとおり、民間の事業所のほうが先行していますが、やはり共同店舗の計画等、具体的に津波立地補助金を使った共同店舗も含む計画も進んでいます。

それから、同じくまちなか再生計画でやっている山田町については、既に共同店舗の着工をしまして、柱も立って今工事が進んでいますので、周りのほうにも戸建ての店舗が大分張りついてきています。委員からお話があったとおり、まず今年度はそういう大きな動きのある年になるのかと思っております。

○高橋但馬委員長 執行部に申し上げます。答弁は簡潔にお願いいたします。

○斉藤信委員 D I Oジャパン問題も基本的に決着がついたと思うし、特にことは正念場だと私も思うので、復興の取り組みに本腰を入れてやっていただきたい。

最後、二つだけ聞いて終わります。一つは、トヨタ自動車東日本岩手工場、これは5月17日付の新聞ですけれども、新たに期間従業員100人の正社員の登用と期間従業員230人の新規募集を発表したと、こういう報道がありました。この内容について、その背景を含めて、そして現在の岩手工場の正規、非正規の状況を含めて示していただきたい。

あともう一つは、雇用促進住宅の問題です。実は、全国的には独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は1,109住宅10万7,000戸を所有しているのですけれども、居住者がい

のまま大手不動産、ゼネコン投資ファンドなどに一括売却するという事を最近発表したのです。県内の雇用促進住宅について、今現状がどうなっていて、どれだけの人が入居していて、岩手の雇用促進住宅もこうした一括売却の対象になるのか、なっていないのか。このことを示してください。

**○瀬川自動車産業振興課長** まず、トヨタ自動車東日本岩手工場での従業員ということでございます。新聞報道にもございましたとおり、今年度、前期と後期と2回に分けて、それぞれ約50人ずつ、トータルで100人の正規社員を期間社員から採用するというお話の新聞記事でございました。7月1日付で岩手工場、期間社員51名が正社員登用となっています。さらに11月1日にも期間社員50名程度の正社員化を予定していると県としては伺っております。

これを踏まえまして、現在の岩手工場の7月1日現在の状況でございますが、正規社員2,066名、期間社員409名、派遣社員343名、合計で2,818名という状況でございます。正社員比率でございますが、73.3%というところまで数字は上がっております。

この背景でございますが、新聞紙上でも報道されているとおり、ことし末に生産が予定されております新型のSUVという車でございますが、こちらの生産計画台数が今現在で、結構数字が上がったということも聞いております。昨年東京モーターショーで発表して以来、海外のモーターショーでも非常に人気を博していることと、それからディーラー各社からの要請もあって、どうやら生産台数の上積みを見込んでいたということでございます。

**○工藤労働課長** 雇用促進住宅についてでございますけれども、雇用促進住宅については国が設置して独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が管理運営しているものでございまして、平成19年の閣議決定によりまして、平成33年度までに譲渡、廃止されるということが決定されております。

現状としまして、4月末時点の状況でございますが、住宅数51、棟数119、戸数4,430、入居者数が1,172人（後刻「1,172戸」と訂正）となっております。そして、国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から聞いておりますのが、現在の国の方針に従いまして民間売却または市町村への譲渡を進めるということでございまして、民間売却に当たっては現在の入居者が10年間継続入居できるように4点を売却条件としています。一つが買い主である民間事業者が住宅の取得後、10年間は他者に転売しない。それから二つ目、買い主は普通借家契約を締結している入居者については、10年間変更しない。三つ目、買い主は、定期借家契約を締結している入居者が再契約を希望する場合は、10年間再契約等を行う。4点目、入居者にとって不利とならない賃貸条件の変更は可能となる。このような4点を売却条件として、10年間は継続入居できるように進めていると聞いております。

**○斉藤信委員** 確認ですが、今入居者が1,172人と言いましたけれども、これは1,172世帯ではなくて1,172人ですか。

それと、結局今の説明だと国と同じ方針で売却ということになりますね。私は、都市部と違って売れない場合も想定されるのではないかと思うけれども、売れなかった場合には



○**岩井高校教育課長** 岩手県立杜陵高等学校につきましては、体育の授業や部活動においてソフトボールなどの球技を行った際に、グラウンド外にボールが飛び出した事例などについて確認を行いました。そのような事例はないと聞いています。

○**佐々木学校施設課長** 岩手県立盛岡第四高等学校の飛球による損害の関係でございますけれども、事故件数は、平成26年度は5件発生いたしました。昨年度は1件、今年度はこれまでのところ事故は発生していないという報告を受けてございます。

これまで防球対策といたしまして、平成25年度にはバックネットの天井を覆うネットを設置しております。平成26年度はマウンド、ダイヤモンドをボールが出ないような方向への移設を行っております。加えて防球ネットの一部のかさ上げを行っております。それから、昨年度ですけれども、天井ネットを少し大きくする工事を行っております。さらに、今年度、これからになります。既存の防球ネットを高くして、長さを延長する工事を平成26年度に引き続きまして行うこととしてございます。

○**高橋但馬委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第21号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**今野参事兼教職員課総括課長** まず、教職員定数改善についてでございますが、国によります教職員定数改善計画の策定は、平成18年度以降見送られているところでございます。一方で、本県におきます少人数学級の推進につきましては、平成18年度から小学校1年生に35人学級を導入いたしまして、その後加配定数を活用しながら小学校4年生まで、それから中学校1年生までに順次拡大をしているところでございます。本年度からは新たに中学校2年生を対象として実施しているところでございますが、個々に応じましたきめ細かな指導でございますとか、いじめ、不登校の対策などさまざまな教育課題に対応いたしまして、安定した教育成果につなげてまいりますためには、国による複数年先を見込める計画的な定数改善が不可欠ということでございまして、全ての学年におきます少人数学級の

実現に向けた定数改善計画の策定につきまして、早期に実施するよう継続して国に対して要望しているところでございます。

続きまして、義務教育費国庫負担割合の復元についてでございますが、義務教育費国庫負担金につきましてはこれまでさまざま議論がなされてきたところでございますが、平成17年の政府与党合意におきまして義務教育の根幹であります機会均等、水準確保、それから無償制度を維持して義務教育費国庫負担制度を堅持することとされているところでございます。

この負担割合につきましては、平成18年度から2分の1から3分の1に変更となりまして減額分につきましては、個人住民税として税源移譲されているところでございまして、この負担割合の復元につきましては、現在のところ国において特に議論がなされている状況にはないというように承知しております。

本県といたしましては、義務教育につきましては地方の実情に応じた特色ある教育活動を展開されるよう、より柔軟な仕組みが検討されるとともに、その財源については国の責任においてしっかりとした措置がなされるべきものと考えているところでございます。説明については以上でございます。

○高橋但馬委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○千葉進委員 7月1日に一般質問に立たせていただき、その際に最後に教育長からということでお話ししました。私の場合は県立学校という現場でしたけれども、学校現場の多忙化、そして教職員がかなり疲弊してきているという状況の中で、岩手県独自の、あるいは岩手県としていろいろなことをやるにしても、やはり国庫負担という部分があればまた違ってくると思います。そういう面でこの請願を採択することで、この間教育長に言っていただいたような教職員の多忙化解消、あるいは疲弊化しているものを少しでも援助できるというような形とするためにも、そしてまた本来は、義務教育費は国庫負担、義務教育は無償という部分に立ち返るという意味でも、本来ならば2分の1どころか全額と言いたいところなのですけれども、ぜひこの請願の採択をというようなことで賛成意見を申し上げます。

○斉藤信委員 では、私から1点だけお聞きします。この請願は採択すべきだと思いますけれども、日本の教育費は、GDP比でOECDの加盟国の中でたしか最下位だったと記憶しているけれども、わかりますか。

○今野参事兼教職員課総括課長 具体的な数値については、今は持ち合わせていないところでございますが、OECDからそのような報告がなされているということについては承知しております。

○小西和子委員 私も採択すべきと考えますけれども、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や、教員1人当たりの児童生徒数が多くなっているとあります。まずこの比較についてお伺いいたします。

それから、障害者差別解消法が4月から施行されているわけですが、障がいのあ

る子供たちへの合理的配慮というのがよくわからないので、具体的にお知らせください。

それから、一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質というようなことが書かれているわけですが、先日の臼澤議員の一般質問の中で、小中学校の通常学級に在籍する児童生徒で、特別に支援を要する児童生徒数は5,521人で、割合にして約5.7%という答弁がありました。そうしますと、例えば平均だと40人学級とした場合で2人以上、30人学級でも2人近くということになりますよね。そこでどのくらいの支援員を配置したか、小中学校は市町村教育委員会ですが、つかんでいたならば支援員の人数をお示しください。それから独自に市町村でも配置していますよね。矢巾町とかは結構手厚く配置しているのですが、市町村によって非常に温度差があるといったところもあるので、発達障がいの子供に対する支援について、おわかりでしたらお伺いしたいと思います。

○荒川小中学校人事課長 まず、OECDとの比較でございますが、小学校教育、初等教育につきましては1学級当たりOECDの平均21.3人のところ、日本は27.9人ということで、OECD報告の中でも一、二番に多い状況になっております。中学校につきましてもOECDの平均23.3人のところ、日本は32.8人ということで、これも一番多い状況であるかと思っております。

○佐々木特別支援教育課長 就学に関してのただいまのお話ですが、就学に関する合理的配慮というのは障害者差別解消法が施行されたことに関連して、特別支援教育にも合理的配慮をしていくということが非常に大切な中身になっております。したがって、就学に関しては基本的には小中学校の段階で各市町村において就学指導委員会を開いて学校を決めているというのがこれまでの流れでございましたけれども、就学にかかわる流れとして単純に就学指導委員会で決めるという形ではなく、そこに至るまでにそれぞれ本人、保護者、それから専門職の方々の意見を十分に聞いた上で総合的な判断の中で決めていくという流れになっておりますので、その辺を県としても就学担当者の会議等々で指導するように心がけておりました。

あわせて、特別支援教育支援員の数に関するところでございますが、委員のお話にあったとおり基本的には小中学校の支援員は市町村で配置していただいているところですが、現在私どものほうで把握している数としまして、平成28年度は、県内の幼稚園において35名、小学校において425名、中学校において113名でございます。高校においては、県立学校に対して私どものほうから32名配置しております。以上でございます。

○小西和子委員 今お話があったとおり、OECDの中でも悪い意味で群を抜いて教育環境が劣化しているということ、それから今年度から合理的配慮ということで、今まで特別支援学校に進学していた生徒であっても希望すれば通常学級に通学できるようになりました。

それと、以前から支援員の数をふやすように求めておりましたけれども、発達障がいの児童生徒もふえている傾向にありまして、そして学校によっては1クラスに三、四人いたりもするのです。ですけれども、支援員というのは校内で2人とか3人しかいない、その

クラスにだけついているわけにはいかないということで、本当にどの生徒にもきめ細かい指導をしたくても、教職員の数が足りなくて苦労しているというのが実態と聞いております。

したがって、全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請でありますので、ぜひこれは採択するように要望して終わります。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 本請願については採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋但馬委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋但馬委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○ハクセル美穂子委員 私から2点お聞きしたいと思います。

1点は、先般新聞報道にもありましたけれども、本県の英語教員の英検準1級の取得率が低い問題なのですが、この取得を進めるため、先生方に対する何か具体的な取り組みというのは、ことしはやられるのかどうか。もしやっているのであれば、どんな取り組みを

考えていらっしゃるのかという点について御質問します。

それから、もう一点は、小学校での英語の教科化に向けまして、いろいろと鋭意取り組んでいらっしゃるということはお聞きしております。それで先生方に対する研修も始まっているということで、いろいろと努力されていることに感謝申し上げます。その中で小学校英語の必修科に向けて、担任教員の役割とALTの役割、位置づけについて、どのようにお考えなのかというところをお伺いしたいと思います。

○藤岡義務教育課長 まず、最初の英検の準1級の問題についてでございますけれども、本県の英語教員の取得率が低いということは、どうにかしていかなければいけない課題だという認識は強く持っております。

これまでも、各研修会等では必ず担当の指導主事等のほうから声がけをさせていただいておりますし、各地区において学校を訪問して授業等を見せていただいて指導する際においても声がけをするというようなこともしております。

昨年度から継続してなのですが、日本英語検定協会の割引制度等もございますので、それをまずしっかりと周知をしていくと。それから、本年度進めたいと思っておりますのは、管理職の理解も進めていかないと学校からなかなか出ていくこともできないだろうと思っておりますので、そういうような取り組みも進めていきたいと考えているところです。

2点目の小学校の英語の教科化に向けた取り組みについて、担任とALTのかかわりについてでございますけれども、小学校においてはやはり担任の先生が主となって進めていくというのは外国語活動から変わらない部分だと思っております。ただ、専門に教える教員がいるかどうかということもありますので、その辺については今後配置等も考えながら、自信を持って指導できる先生を各学校に置き、先生方の中で研修を進めて技量を上げていくということを考えてまいりたいと思っております。ALTのかかわりにつきましても、ALTの方に丸投げするというのではなくて、必ず主となる教員が中心となりプランニングをし、指導の方法を考える上でサポートしていただくような形を今後も進めていきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 英検準1級の取得を進めるため、いろいろ今後取り組んでいかれるということで、管理職の皆さんに周知するというのは本当に重要だと思っております。私自身も英語の先生が英検準1級のレベルの英語力がないとは考えていないのですが、ただ受験の機会がなかったりするのが一番の問題なのかなと考えております。先生方はもともと実力がおありなので、教育委員会のほうでも取得を進めていただくような取り組みをこれからも行っていただきたいと思います。

それからもう一つ、小学校の英語の教科化に向けての位置づけとか取り組みについて、説明いただいたとおりのやり方でいいのではないかと私も共感しております。小学校の英語必修化の中では、担任の先生が自信を持って取り組むということがすごく重要だと私も認識しております。

それで一つ、私も小学生の子供がいる親ですが、気になっているのは、きちんと

正しい英語を小学校から教えなくてはいけないのではないかというプレッシャーが先生方にあるように感じられます。自分は英語の教科専門ではないのに英語を教えなければいけないというような、そのプレッシャーを私も先生方と話して感じています。教育委員会の皆さんはわかっていると思うのですが、私自身としては、担任の先生は英語を完璧に教える必要はなく、完璧な英語はALTの先生が教える、担任の先生は英語を学ぶという姿勢を教える先生という位置づけだということを、親がわかっていないのではないかと思います。小学校の現場の先生は、PTAの皆さんと話しながら学校運営をやっていると思います。子供を学校に通わせている親の理解がうまく進んでいかないと、先生に対するプレッシャー、先生が間違っただけを教えたのではないかと、そういったことを学校のほうに言う可能性がないわけではありません。先生方の研修ももちろん進めていっていただきたいのですが、PTAに対して、小学校での英語教育というのはこういうものだ、担任の先生の役割というのはこういうものだというのを、例えば教育振興運動とか、ああいうものの中で周知を図っていくのも先生方の負担を軽減するいい方法なのではないかと私も感じておりますので、ぜひその点についても御配慮いただけたらと思います。いろいろ頑張っていると思うので、また今後も頑張ってくださいを御期待して終わりにしたいと思います。

○高橋但馬委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 それでは、最初に新たな県立高等学校再編計画についてお聞きします。

3月29日、2月県議会が終わった後に、新たな県立高等学校再編計画が策定をされました。最終的に策定されたこの計画はどのような点で修正、補強されたのか、これが第1点。

あと第2点に、幾つかの自治体、地域からさまざまな要望、意見が出されていたと思いますけれども、策定してからこうした市町村、市町村教育委員会に対する説明、意見交換はどうなっているのか。また、その対応はどうか、このことをまずお聞きします。

○木村高校改革課長 県立高等学校再編計画の策定に当たって、どういった点について修正等を行ったのかということについてお答えさせていただきます。

さまざまな御意見を踏まえまして、統合の関係につきましては、地方創生に向けたそれぞれの地域の取り組みの推移や、平成30年度までの入学者の状況等の検証を行い、統合時期等について検討するというところで、そういった地域が取り組む要素という部分についての追記をしたところでございます。

そして、学級減、学科改編に関してという部分でございますが、原則として再編計画に基づき実施するが、ブロック内の中学校卒業予定者数や各校の定員充足状況等に大きな変化があった場合には実施時期の変更等も検討するというところで、直近の状況を見て判断するというを新たに追記させていただいております。

あと統合の関係では、久慈東高校、久慈工業高校については、久慈市と野田村ということで市町村をまたがるということがありますので、案のほうでは平成31年度に予定していましたが、市町村との調整ということを考えまして平成32年度の統合という形に変更させていただいております。

その後、策定後の市町村のほうへの説明状況等ということでございますけれども、計画策定後4月から5月にかけて、県内全市町村にお邪魔させていただいて、再編計画の今後の進め方について意見交換を行ったところでございます。各市町村におきましては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保障と本県の地理的諸条件等を踏まえた教育の機会の保障を柱とした今般の計画に対しまして、一定の御理解をいただいているところでございます。

○**齊藤信委員** わかりました。今度の再編計画については、かなり柔軟な計画で、最後まで地域の意見を踏まえたものに基本的にはなったのではないかと私は思いますが、いずれにしてもそれぞれの学校、地域とも連携を強めて今後進めていただきたいと思っております。

次に、今選挙戦のさなかですけれども、18歳選挙権にかかわって主権者教育、これほどのように進められたのか。私は特に前にもこの場で言いましたけれども、高校生に対しても憲法で定める言論、表現の自由というのは、これはもう全面的に保障されるべきだということを指摘してきましたが、主権者教育がどう進められたか。

もう一つは、県内の高校について、校則等を含めて政治活動について届け出制とか、そういう規制するような中身というのはあってはならないと思うけれども、そういうことはあったのか、なかったのか。ここを示してください。

○**岩井高校教育課長** 主権者教育の進め方についてでございますが、順を追ってお話しいたしますと、昨年12月に政治的活動についての見直しの通知が文部科学省から発出されまして、11月から12月にかけて、主権者教育の副教材が各学校の生徒分届けられております。それに基づいて、各学校において副教材を活用して、主にこの3月に卒業した生徒について主権者教育を行っておりますし、また現在の3年生、今度の選挙において有権者となる生徒についても主権者教育を行っております。

県教育委員会といたしましても、去る5月23日に各学校の主権者教育担当者を1名参加させて研修会を行っております。あわせて、選挙前ではありますが、有権者となる生徒の投票について、野球の大会等も投票日を中心として組まれておりますので、そういった部活動あるいは学校行事を見通して、生徒一人一人が自分の投票活動を計画的に考えられるように配慮するよう通知も発出しております。現在におきましては選挙期間に入っております、期日前投票した生徒とかが報道されていますけれども、順調に投票日に向けて推移しているものと考えております。

続きまして、届け出制につきましては、教育長も答弁いたしましたとおり、県としては各学校に届け出制が必要であるとは言っておりません。届け出制は必要ないと各学校には通知しておりますし、各学校においても生徒の状況あるいは保護者の状況、地域の状況に

応じて必要があれば届け出制とすることもあるとは考えておりますが、現在のところそういった届け出制を具体的に行っているという報告は受けておりません。

○**斉藤信委員** 先日の新聞に教育長の記事が載っていて、主権者教育の先進国であるドイツのボイテルスバッハ・コンセンサスという政治教育の原則があつて、意見が割れる社会問題を議論するのを積極的に学校でつくっていると聞いていると。私は、これは大変重要なポイントだと思います。今まで若者の政治的意識が高まらない大きな理由に、政治活動を規制してきた、教育をしてこなかった、その弊害があるのだと思うのです。だから、18歳選挙権が全面的に認められた中で、本当に今の教育のあり方、特にドイツのこういう積極的な原則、教訓に学びながら取り組む必要があると思うけれども、教育長、この真意をここで示してください。

○**高橋教育長** ただいま御案内いただきましたその記事につきましては、報道のほうから取材を受けまして、意見交換をさせていただいた内容が記事となったというものでございます。今回の18歳以上に選挙権年齢が引き下げられたということに対して、学校教育としてどういう基本的な考え方で対応するかというようなことの中で、ドイツの実例等についても意見交換をしたということでございます。

本県では参議院議員選挙から初適用ということでございますけれども、これは今回がスタートということで、できる限り高校生が主体的に投票活動に出て、また高校生の持つそれぞれの権利を行使するというのは、これは極めて大事だと思つていまして、そこからのスタートになりますけれども、そういう行動が社会全体に、19歳、それから20代とかに積極的に波及していくような効果が出てくれればよいというように期待しているところです。

それで、ドイツの事例につきましては、これは18歳に引き下げられて長年経過しておりますので、いわば成熟した選挙制度が確立してきているというような基本のもとに、そういう事例等も日本全体、それから岩手県もそうですけれども、そういうさまざまところの動き等も勉強しながら、学校教育の中で主権者教育を充実させていきたいというような思いの中で、そのような答えをさせていただいたというものでございます。

○**斉藤信委員** では、次に教員の多忙化の問題について、6月13日に文部科学省が学校現場における業務の適正化について、次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォースの報告書というのを出しました。これは大変重要な内容ではないのかと、そしてこれに基づいて都道府県教育委員会教育長宛ての文部科学省の通知も出されておりますけれども、文部科学省の通知とこの報告書の内容について、ポイントを示していただきたい。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 各都道府県教育委員会教育長宛ての文部科学省からの通知でございますが、6月17日付で届いているところでございまして、その内容について、概要ではございますが、まずは教員の担うべき業務に専念できる環境の確保というのが一つ目でございます。次に、教員の部活動における負担の大胆な軽減というのが二つ目でございます。三つ目といたしまして長時間労働という働き方の見直しということでござい

ます。さらに、四つ目といたしまして、国あるいは教育委員会の支援体制の強化、そういった中身でございます。

○**斉藤信委員** 文部科学省も本腰を入れて、こうした一定の調査、議論を踏まえた報告書も出して改善の方向が示されたと思います。

そこで、県教育委員会もこの間、教職員組合とも協議を進めながら教員の多忙化解消に取り組んできたと思うけれども、一つは文部科学省の今回の報告書、通知を受けとめて、どうこれを具体化、徹底をしようとしているか。

二つ目に、この間、教職員組合と一緒に協業をしてきた具体的な改善事項、改善の取り組み、今後の方向性を示していただきたい。

○**今野参事兼教職員課総括課長** まず1点目でございますが、どのように徹底していくかということでございますが、6月17日付で文部科学省から通知を受けまして各市町村教育委員会宛てに通知を出して、その趣旨を周知させていただきました。その通知の中におきまして、いずれ県教育委員会といたしましても、今後の取り組みのあり方につきまして検討を進めていきたいという旨を述べさせていただいているところでございます。

それから、いわゆる職員団体との協議の場ということでございますが、昨年の1月以来実施をしているところでございまして、これは職員団体側と協議をした上で逐次テーマを設定いたしまして協議を進めているということでございます。一つ目といたしまして、労働安全衛生体制の構築ということがございまして、二つ目のテーマといたしまして、勤務時間の正確な把握といったようなことでございます。それから、今現在につきましては、部活動のあり方といったものについて協議をさせていただいているということでございます。具体的にできることから実行に移すということをやっておりますが、労働安全衛生体制につきましては各県立高校にモデル校を設けまして、そこで中心的に取り組んでいただいて、その成果、実績等について各校に普及するといった中身を進めているものでございます。それから勤務時間の把握につきましては、県立学校の業務についていわゆる舎監等の時間外勤務を一層正確な形で把握させていただくといったような取り組みを順次進めているところでございます。

○**斉藤信委員** 盛岡市教育委員会の教員の超過勤務時間の調査を毎年やって、100時間を超える教員もかなりの数が出ておりました。県教育委員会の場合だと、高校の場合で100時間を超えるのも少なくない数が出ていて、これは多忙化という以上に過労死の危険さえ指摘せざるを得ない実態があるので、今回の文部科学省の報告書と通知を踏まえて、本当に思い切った改善をこの時期にやっぱり取り組む必要があると。これまでの延長線上ではなくて、思い切ってこの時期に改善、改革を図る。例えば労働時間の把握も文部科学省の報告書ではタイムカードとか、ICカードとか、パソコンで把握しなさいとなっているのです。私は県職員についてはそのことを言っているのだけれども、やっぱり正確な実態把握、できることはすぐやる。

あともう一つは、やっぱり矛盾の集中点は部活動ですよ。これについても文部科学省

の報告書は、スポーツ医科学のこういう専門的な知見を踏まえて高校生のあるべき部活動のあり方を打ち出していく必要があると、私もそう思うのです。毎日練習していないと気が済まない根性主義というか。大体プロ野球の選手だって、ピッチャーが投げるのはせいぜい5日に1回でしょう。大谷選手は1週間に1回ですよ。プロの選手でさえ本当に実力を発揮しようと思えば、そういうスパンでやるわけです。ましてや成長途上の子供たちに、本当に集中性と必要な休養というのが一番効果的なあり方だと思うので、そういうことも含めて、恐らく最大のポイントは部活動をどのように改善、改革できるかというところにあるのではないかと思う。そういう点についても集中的に打開を図るべきだと思うけれども、いかがですか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 今回国から示されましたタスクフォースの報告書につきましては、今委員がおっしゃいましたようないろんな示唆に富んだ中身が含まれているものと考えております。今現在、職員団体との協議の場の中でいろいろ協議を進めておりますが、いずれそういった内容についても十分踏まえて鋭意検討を進めてまいりたいと思っております。

○**八木スポーツ健康課総括課長** 部活動における休養日の設定等についてでございますけれども、文部科学省が示す運動部活動での指導のガイドラインに基づいて、具体的な目安を示しながら適切な休養日や活動時間について配慮するよう各学校に現在指導しているところでございます。また、特に管理職の理解をいただきながら、部活動について校内で実施状況、役割を共有する機会を設定することや、保護者、外部指導者と共通理解を図るための運動部活動連絡会が実施されるよう依頼しております。

また、効果的、効率的な活動となるよう、休養日の重要性やスポーツ医科学を活用した指導方法について、アスレチックトレーナーの派遣事業、それから運動部活動指導者研修会などを実施しながら、教員の指導力向上等、休養日の重要性を説いているところです。今後、岩手県中学校体育連盟等と連携を図りながら、さらにこの部分を進めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** ぜひそういう方向で進めていただきたい。

次に、平成27年度の心とからだの健康観察の結果について、これは3月17日付で発表されました。これは議会が終わった後だったと思うのですが、中学生が要サポート16.6%で過去最多だったと、こういうこともあります。平成27年度の心とからだの健康観察の内容、特徴について、東日本大震災津波から5年数カ月が経過しているのだけれども、子供たちの心のケアというのは相談件数を見ても、精神科医の受診件数が4,000件を超えるような規模でふえ続けていると。私はこことも軌を一にするのではないかと思うけれども、この心のケアの取り組みはどのように行われ、どのように強化されようとしているかお聞きします。

○**菊池生徒指導課長** 今御案内いただきました心とからだの健康観察につきましてですが、平成23年度から5カ年、毎年9月に実施させていただいております。

内容につきましては、四つのストレス反応、現在の体の状況等をアンケート形式で答えるような形態となっております。

この5年間の経過につきましては、県全体で言いますと、要サポートの率は、最初の年に14.6%からスタートしまして、平成27年度は11.5%となって、順次減少しているところでございます。

ところが、被災ありという沿岸部につきましては、15.8%からスタートして平成27年度は13.7%、その間は上がったりがったりという状況でございまして、今後のサポートが必要であると認識しているところでございます。なお、御指摘のとおり、内陸部の中学生の部分につきましては、観点がもう一つありまして、被災経験があった児童生徒の場合は、内陸部は15.2%、沿岸部は15.5%という形で有意に高い状況でございます。ですので、今後そのサポートにかかわっては、沿岸部はもちろんですけれども、被災された子供たちのケアも含めて今後取り組んでまいりたいと思っております。

○**斉藤信委員** わかりました。本当に心のケアの取り組みというのは、時間の経過とともに単純に減少するというよりは、また戻ったり、いろんな体験を通じて出てくるということがありますし、実際に子供の心のケアの相談は、受診件数が増加していると、これは大変切実な課題で、このことを重視してさまざまな取り組みを進めていただきたいと思っております。

次に、安全保障関連法にもかかわって、自衛隊、防衛大学校、防衛医科大学校の進路状況の推移、受験者数、就職者数、この推移を示してください。

○**岩井高校教育課長** 平成23年度から調べておりますが、具体的な数字はちょっと今手元で探せないのですが、徐々に減少傾向にあると捉えております。

○**斉藤信委員** 私が質問している間に調べてください。私がもらった資料があるので。

では、答弁が出るまでもう一つ。教科書問題で大修館書店の教科書を採用したところで、教材無償提供というのが県内に3校あったと。これは県立高校2校、私立高校1校ということですがけれども、これは本年度の話で、私はこれまでもあったのではないかと思うけれども、ひとつこの点で実態を示していただきたい。

もう一つは、教科書検定にかかわって、教科書が実際に各学校に採用される前、検定前ですかね。検定前に事前に教科書を見せていただいて報酬をもらったと、こういうこともありました。処分もされたような記憶もあるけれども、学校現場で本当に脇が甘いというか、金銭をもらうなんていうことになれば、これは普通感覚でもあってはならないことだと思うのだけれども、その二つの実態と対応について、余りにも見識がなさ過ぎたのではないかと思うけれども、いかがですか。

○**岩井高校教育課長** 無償提供の件でございしますが、本県においても大修館書店が発行する、今回無償提供された問題集に関連する英語の教科書を採択している高校が2校ありまして、その2校の高校が無償提供を受けておりました。現在大修館書店の営業担当から回収の意向が示されておりますので、今、回収作業を進めておまして、回収が終わり次第

大修館書店に返却することとしております。

今回の件につきましては、教科書協会に加盟する業者が教科書協会が定める宣伝行動基準という自主ルールに違反する行為があったということが第一の問題となっております。学校におきましては、検定教科書の採択のルールにのっとり、学校によっては選定委員会を設け、その学校で検討を進め、使用教科書を選び、県のほうに採択願を届けております。県においてはその採択内容に基づいて教育課程に照合し、使用理由を調べた上で採択を行っています。

その採択の過程におきましては、県教育委員会でも問題があるとは捉えておりませんし、今回の件につきましても毎年教科書が決まった後、年度末にかけて今度は副教材の使用計画を立てまして、年度初めに副教材の使用届が県に届けられておりますが、その使用届においても英語の副教材がしっかりと選定されていますので、今回の無償提供を最初から期待して教科書を採択したということはないと捉えております。

それから、検定前につきましても、高校においては小中学校と違い、毎年教科書を採択してございまして、その都度生徒の実態に応じて、あるいは教育計画の進展を踏まえながら毎年毎年教科書のPDCAと申しますか、見直しを行い、毎年学年、学科ごとに教科書の選定を行っていますので、教科書の採択にかかわって公正性、公平性が損なわれるような採択はなされていないところでございます。

○**斉藤信委員** これでも本当に最後ですけれども、検定中の教科書を閲覧したこと自体がまずルール違反なのです。ましてや金品を受け取っていたと。県教育委員会の処分は訓告1名、嚴重注意27名です。私、甘いと思います。この中に教科書検定にかかわる調査員その他は何人いたのでしょうか。大体検定中の教科書を閲覧したこと自体が問題だし、ましてや金品までもらっていたと。それが訓告はわずか1名、あとはみんな嚴重注意27名、本当に内輪に甘いのではないですか。これは教科書採択に影響がなかったかどうかという以前の問題ですよ。あったらこんなのは犯罪ですよ。

もう一つ、大修館書店の件については、教科書を採択された後で、余っていたから上げますよと。業者というのは、次を期待しているわけですよ。だから、そういうことも含めて適切だったのかと。全く適切ではないのではないかと、私はそのことを指摘しているので、さっきの答弁できなかったことも含めて示してください。

○**高橋但馬委員長** この際、進行に御協力願うため、質疑、答弁は簡潔にお願いします。

○**今野参事兼教職員課総括課長** いわゆる小中学校の検定中の教科書の閲覧の関係でございますが、処分が甘いのではないかと御指摘でございます。今回の措置につきましては、検定中の教科書の閲覧自体は各教員ではなくて、基本的には各教科書会社が閲覧させてはならないと、そういった義務づけになっているわけでございますが、そうは申しましても本来閲覧してはならない検定中の教科書を閲覧したと。また、そういったことに伴って謝礼等の金品を受け取っているということについては、結果として選定についての県民の信頼を損ねる事態を招いたということを重く見て措置を実施したということではござ

います。

ただ一方で、先ほど申し上げましたように、義務づけ自体は教科書発行者に対する義務づけであるということでございますし、それから教科書を結果として閲覧したということもございますが、いわゆる事前ニュースで検定中の教科書を閲覧させるといったような、基本的にはそういった予告自体もなかったという中で、教科書編集に当たって現場の教員の知見というものも十分生かされるべきといったような、文部科学省の考え方もございます。そういった考え方の中で、短い人で3時間、長い人ですと6時間程度の時間の中で教科書編集に当たってのいろんな意見を述べたということについての謝礼と捉えておりますので、一概にそれ自体が服務義務に違反するというものではないのではないかと考えているところでございます。そういったことを総合的に踏まえて、なおかつ他県等の措置の実態、そういったものも十分に踏まえつつ、今回の措置をさせていただいたということでございます。

いずれこういったことで県民の信頼を損ねたというのはそのとおりでございますので、各市町村教育委員会に対しても適正な運用について改めて通知を発出して周知、徹底を図ったというところでございます。

**○岩井高校教育課長** 先ほどの大修館書店にかかわって過去の教科書の採択の状況でございますが、文部科学省のほうから大修館書店に対して調査の依頼がありまして、大修館書店において調査した結果が先週文部科学省のほうに報告されております。その報告に基づいて、文部科学省は今後各都道府県に調査を行うわけですが、その報告によりまして今回無償提供されていた2校の高校において、1校は平成25年度から当社の教科書を採択、使用しております。もう1校につきましては、平成27年度から使用しております。

採択について適切だったかということの御指摘につきましては、先ほども申し上げましたとおり、無償提供を期待して採択したわけではないということは副教材使用の状況からもうかがえますし、これは今後文部科学省の調査にのっとり事実を把握した上で、事実に基づいて今後検討することがこれからの課題とは捉えております。大修館書店から文部科学省に報告があった内容につきましては、大修館書店の報告書の内容から引用いたしますが、今回の事案について高校の教職員に責任は一切なく、全ての責任は大修館書店が負うべきものと考えているという大修館書店の報告がありますので、今後は文部科学省の調査にのっとりまして、事実をまず把握してまいりたいと考えています。

**○小西和子委員** 私も学校現場における業務の適正化に向けてという平成28年6月13日付の文部科学省の報告につきまして質問をさせていただきます。

四つの重要なポイントがあるわけですが、一つ目の教職員の担うべき業務に専念できる環境を確保するというところでは、現在の実態をどのように把握しているのか。業務改善ということで文部科学省では示しているわけですが、その内容を伺います。

あとは、学校指導体制の整備の見通しというもの、あわせて伺いたいと思います。

**○今野参事兼教職員課総括課長** まず、教職員の担うべき業務に専念できる環境を確保す

ることについての実態というお尋ねでございます。教員につきましては、真摯に業務に精励していただいているとともに、子供たちに対して誠実に向き合っている中で教育課題が非常に複雑化、多様化しており、これまで取り組んできたところがございますが、教員の勤務時間の軽減については喫緊の課題と捉えているところでございます。

業務改善ということで、今回タスクフォースの報告で示されておりますのが、先ほども答弁申し上げましたが、まずは業務に専念できる環境の確保、部活動における負担の軽減、長時間労働という働き方の見直し、それから国、教育委員会の支援体制の強化といった中身に沿ってということございまして、県教育委員会といたしましてもこれまでいろいろ照会文書の精選でございますとか、学校徴収金対応の非常勤職員の配置、そういったものに取り組んできたところでございます。さらに昨年からは先ほど申し上げましたように職員団体との協議の場という中に市町村教育委員会も入っていただいて、関係各方面と具体的な軽減方策について検討を重ねてきたところで、できるところから実施に移しているということでございます。今回の報告におきまして、今後改善に向けた方向性を示していただいているところございまして、そういった内容も踏まえながら取り組んでまいりたいということでございます。

次に、学校指導体制の整備ということについても、今回の報告の中で触れられているところですが、県教育委員会といたしましても、いわゆるチームとしての学校の体制を構築して学校の機能を強化していくということが重要と認識しているところでございます。また、複雑化、困難化する課題に対応できる次世代の学校の構築といったところを掲げているところございまして、その中では定数措置も含めた体制の整備、充実について方向性が示されているということも踏まえて取り組んでまいりたいと考えています。

○小西和子委員 午前7時前ぐらいからもう学校現場に行っている教職員もおります。帰るのは午後10時過ぎというのが普通という人もおります。何でもかんでも学校現場において教職員が行っているわけです。例えばさまざまな学級費を徴収したり、それを今度は銀行に預けたり、それから給食の指導もやって、小学校の教員であれば一度教室に行ったら、あとは帰るまで職員室に戻ってこないというところが多くなっております。いろいろな例が文部科学省からは示されているわけですが、現場の声としましてはぎりぎりの定数であるので、例えば出張だとか、年次休暇とかのときに人が欠けますよね。そのときに、アメリカに行っていた方が言っていましたけれども、州によって違うのだと思うのですが、アメリカでは、教育委員会から派遣されてきて、その分の指導をしてくれるというシステムがあるのだそうです。そういうのって助かるよねという声もありますし、あと現金を扱うというのもすごく神経が要ることでもありますので、そういうところを本当に早急に改善してもらえたらいいのではないかと考えております。

部活動の負担を大胆に軽減するということは、先ほどお話もありましたけれども、実際にどのような負担があると捉えているのでしょうか。もう6月の大会まで土日も全く休みがないということで、教員になったばかりの方に言われたのです。学校現場を訪問して歩

いたときに、教職員って休みがないんですねと言われたのです。だから、そういう部活動のやり方をしている部もあるのです。保護者の要請がすごく強いとか、外部指導者がすごく熱心だとか、いろいろありますけれども、どのように捉えているのか。それから、生徒たちの負担というもどのように捉えているのかをお聞きしたいと思いますし、休養日の明確な設定等を通じた適正化等を促進するための取り組みというのを県教育委員会で議論しているとお聞きしたのですけれども、そのあたりもあわせて伺いたいと思います。

○八木スポーツ健康課総括課長 部活動の様子ですけれども、各学校によって加熱化しているというのも確かに聞いておりますが、実態の把握というのは現在していません。ことしから国の調査で休養日の様子を問うものがございまして、その中で確認をし、実態を見ながら今後指導していきたいと考えております。

それから、休養日を設定するには各学校の実態を管理職の方が見ていただいて、御指導していただくということも非常に重要だと思います。先ほど斉藤委員の御質問にもお答えした部分がありますけれども、昨年から特に運動部活動の連絡会というものをとにかく設定して、地域とか、地域の指導者、保護者の方々、先生方が今後の方向性を話し合うという機会を設定してくださいというようにこちらから投げかけをしております。その中でこれらの課題を解決していきたいと考えております。

それから、休養日の具体化ですけれども、岩手県中学校体育連盟においては毎月第2、第4日曜日を部活動休養日というように設定しております。先日の理事会でもその部分を随分強調して休養日をしっかりとろうという話をしていました。あとは、実際に学校で、この部分に沿って活動できるように、先ほどの連絡会あるいはさまざまな研修会を捉えながら訴えていきたいと思っております。

○小西和子委員 生徒たちは土日の練習試合等で月曜日はへとへとになって、保健室通いが多いということも聞いています。とにかく学校に来て休んでいるという、そんな話が養護教諭の方々から聞こえてきます。

あと岩手県の部活というのは全入、全員がとにかくどこかの部に所属するというようなことだと思うのですけれども、今は全入というのが少なくなっていると聞いておりますけれども、もしそこら辺、ほかの県のことものがわかったらお願いします。

もう一つ、部活動の加熱も私は全国学力テストの結果に影響していると思います。だって、小学校のときは、それなりにそれなりにやっているのです。中学校になった途端に、とにかく家に帰って勉強する時間なんてないのではというくらい夜遅くまで子供が下校しているのが見えるのです。だから、これから帰って食事をとったら、すぐに眠くなるだろうと思っております。部活との両輪とはいうものの、やっぱり学業もちゃんとじっくりやれるような環境をつくってやらなければならないのではないかと思っております。

では、次に長時間労働という働き方を改善するというポイントがありますけれども、先ほど斉藤委員からもありましたけれども、県教育委員会としては実態をどのように捉えているのか。

それから、心身ともに健康を維持できる職場づくりに向けての取り組みというのを県は提案されておりますけれども、そのことについて伺います。ストレスチェック制度が実施されているわけですが、小中学校の実施状況についても3月時点で調査をしていて、締め切りがこれからですということでしたので、わかっているところでお聞きしたいと思います。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 長時間労働の実態についてでございます。勤務時間の記録を行っております県立学校について申し上げるとい形になりますが、超過勤務時間数につきましては年間の1人当たり、月当たりの平均ということで申し上げますと、おおむね25時間前後で、ここ数年推移しているということがございます。これは年間でございますが、月80時間以上の長時間勤務を行っている教員の人数の割合もやはり8%から9%というような水準で推移しているということで、決して少ないと言える数字ではございませんので、こういった点からも業務の適正化の推進というものが喫緊の課題と認識しているところでございます。

次に、健康を維持できる職場づくりについてでございます。今申し上げました超過勤務時間数の削減も含めまして勤務時間の軽減というものがまず重要でございますが、安全衛生管理という点からも定期健診のほか各種検診を実施して、病気の早期発見、早期治療につなげているところでございます。それからメンタルヘルス対策は最近になって特に重要な課題ということで、特にさまざまなストレス要因を抱える教育現場ということもございますので、ストレスチェックのほか、さまざまメンタルヘルスセミナーなどの予防策を講じておりますし、不幸にして罹患するといったような場合につきましては、早期の相談につなげる相談体制を整えているところでございます。

職場づくりという中で、人間関係を含めまして風通しのよい職場が重要でございますので、これはさまざまな機会を捉えながら、特に管理監督者に対しまして、そういったコミュニケーションの大切さを含めて適切なマネジメントについて徹底を図っていくということでございます。

次に、ストレスチェックの実施状況でございますが、小中学校の教職員につきましては、1町において検討中というところが残っておりますが、その他の32市町村については全て実施すると聞いているところでございます。その残る1町につきましても指導、助言、情報提供に努めて、なるべく早い時期の実施につなげてまいりたいと考えてございます。

○**小西和子委員** 1町を除き、あとはストレスチェック体制が整えられているということでございます。高ストレス者への面接指導においては、産業医とか精神科医の配置が必要なわけですので、そこら辺の整備についてもよろしく願いいたします。

それから、先ほどコミュニケーション能力とか、職場の人間関係とかと言っておりますけれども、実は管理職のさまざまな対応によって、一つの学校で2人も病休者を出している学校があるわけですが、管理職が多くて、とても外に訴えられないとかいうような話も聞いております。何とかその職場の中で解決しようということでは動いてはいて、組

合のほうでも動いてはいますけれども、そういうときは、教育委員会等で動いていかなければ、第三の病休者が出ると思います。私のバックには誰々先生がいますとか、そういうことを言っておどかすらしいのです。県教育委員会の皆さんの名前も挙がっているのですが、非常に困った管理職もいます。そこで次のところです。教育委員会の支援体制を強化するという4本目の柱ですけれども、関係部署との連携と支援についてお伺いいたしますし、管理職を対象とした研修の強化についてお伺いしたいと思います。

**○今野参事兼教職員課総括課長** まず、教育委員会の支援体制の強化でございます。関係部署、関係各方面との連携が非常に重要ということでございますが、県教育委員会におきましては、まずは職員団体との協議の場というものを設けて具体的に協議を行っており、市町村教育委員会や県教育委員会の各室課も入っている中での協議を通じて実践につなげていくよう連携を図って取り組んでいるところでございます。

それから、労働安全衛生体制のモデル校を設置して活動していただく中で、そういった活動内容の情報提供など、各市町村教育委員会あるいは各学校に対する支援をとらせていただいているところでございます。

次に、管理職を対象とした研修の強化でございます。先ほどの文部科学省からの報告の中でも学校がチームとして協同して業務の適正化を進めていく中で、管理職、特に校長によりますリーダーシップとマネジメントが重要であるというような話がされているといったことございまして、現在も各種管理職研修を実施しているところでございます。学校経営のビジョンとリーダーシップ、マネジメント能力を高めるといったことを中心として研修を実施しているところでございますが、今回の国のタスクフォースから出された報告内容や、適切な管理職のあり方というものを十分踏まえながら、継続して検討してまいりたいと考えております。

**○小西和子委員** 教職員が気持ちよく仕事ができるようにするのが管理職であって、教職員が管理職のお守りをしながら仕事をするということのないように、登用の際にはきちんと見て決めていただきたいとつくづく思います。

次に、少人数学級の実施についてですけれども、2016年度は中学校2年生まで少人数学級が拡大したわけです。そこで小学校3年生、小学校4年生、中学校1年生、中学校2年生の少人数学級導入の学校数、学級数をまとめてお伺いします。2016年度、ただいまの小学校3年生、小学校4年生、中学校1年生、中学校2年生で少人数学級に該当する学校なのだけでも、導入に至らなかった学校数と学級数と理由についてお伺いします。

**○荒川小中学校人事課長** まず、今年度の少人数学級導入の学校数であります。学校数と学級数は同数でございますので、小学校3年生は20校、4年生は28校、中学校1年生では35校、中学校2年生で24校となっております。

次に、35人学級の対象であります。導入しなかった学校につきまして、小学校3年生では3校、4年生で7校、中学校1年生で5校、2年生は11校となっております。

実施しなかった理由といたしましては、チームティーチングや習熟度別指導などの少人

数指導を充実させたいということ。それから、小学校3年生から4年生に上がるときに学級がえしないのが通例なのですが、学級数が変わると学級編制をかえなければならないので、そういう学級がえをしないで、前年度と同じ学級編制を維持することで学級が安定すると判断したこと。加えて、中学校では、全学年で学級数をそろえることで、縦割り活動を充実させて、生徒会活動を活性化させたいということが挙げられております。また、教室の数が不足しているということを挙げる学校も、ごくわずかではあります。

○小西和子委員 以前に中学校2年生、中学校3年生というのは、そのまま持ち上がりというのが教育現場にある者にとっては常識であるという感じで話をしたことがあるのですが、そこで中学校1年生、中学校2年生、中学校3年生というように、中学校3年生も35人以下学級でやっていますよというような、そういう学校もどこかにあるのではないかと思います。そういうのは把握していないでしょうか。

○荒川小中学校人事課長 平成24年4月1日から弾力的な学級編制につきまして、県教育委員会の基準によらず市町村教育委員会の判断で実施できるようになっていますので、市町村によっては地域の状況や学校の児童生徒の実態に応じて、中学校3年生まで35人学級を実施しているところもあります。ちょっと今資料がないので、どこの学校、何校とは言えないですが、実際にあります。

○小西和子委員 ぜひ来年度は中学校3年生までということで、現場の声をお届けしておきます。

最後に、時間がありませんので、全国学力・学習状況調査についてまとめてお伺いいたします。全国学力・学習状況調査の意義をどのように捉えているのか、採点方法はどのようなになっているのか、序列化や事前練習などのテスト対策を県教育委員会はどのように把握しているのか、課題と取り組みについて、まとめてお伺いしたいと思います。

○小野寺学力・復興教育課長 全国学力・学習状況調査の意義についてですが、本調査につきましては文部科学省の実施要領を引用いたしますと、義務教育の機会均等、水準の維持向上という観点から全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析して、施策の成果と課題を検証し改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すると示されております。本県におきましても、その趣旨を踏まえまして、今求められている学力を身につけさせるために、各学校での教育指導等について検証、改善のための一つの機会であると捉えております。

次に、採点方法についてであります。本調査に係る採点業務は全て文部科学省の委託業者によって行われます。したがって、小中学校ともに調査実施日の翌日には業者により解答用紙が回収されておるところであります。

三つ目として、序列化等についてですが、いわゆる平均点等の公表によるものと捉えておりますが、本県では調査の趣旨を踏まえ、県全体の結果についてのみ公表しているところです。また、事前練習などのテスト対策についてですが、この調査の趣旨、目的を損な

うことのないように、本年度の文部科学省からの通知に先立ちまして、一昨年度12月に各市町村教育委員会を通して県内各学校に通知し、周知を図ってまいりました。また、あわせまして諸会議や研修会等において過度な対策をとることのないよう説明してきたところでもあります。

四つ目として、課題と取り組みについてですが、調査における課題のうち、自立した学習者を育てるためにも優先的に取り組むべきことは、各教科調査における無解答の割合を減らすことだと捉えております。無解答については、単純に答えがわからないから解答できないという場合と、解答する意欲そのものが低いという場合もあることから、質問紙の調査結果にも目を向け、児童生徒への指導の工夫につなげたいと考えております。

このような課題の解決に向けて、県教育委員会といたしましては、学校としてこの調査結果等を活用して、児童生徒一人一人の学力を保障するための取り組みを展開しているところです。学校の教員全員が組織を挙げて、当事者として積極的に指導改善に努めているところでもあります。

**○小西和子委員** 時間も迫ってきましたけれども、この意義であれば悉皆調査でなくてもいいのではないかと考えています。

採点につきましては、今年度は何か全員分コピーして採点して、すぐ生かすようにという通知をした教育委員会もあって、大騒動でした。それから、何とか指定のところは何校か、そうやって採点をするようにという指示を出しているはずですが。

序列化も学校間ではもう順番が決まって、校長会とかではそれを出すわけですね。それがどこから漏れるとかということ、これも大変な問題だと。実際このように通知して周知しても、事前練習をしているのです。子供たちの遊び時間まで奪っているのです。そういうことは、本来のテストの狙いではないと思いますので、これは改善を要望いたします。

このテストに係る岩手県の分の予算というのは幾らかということ、平成18年の文部科学省が実施した予算措置の調査で本県は25.4%でした。その後なかなかそういう公表はなくて、平成24年の盛岡の措置率は38.2%と極めて低いのです。教育予算を全くつけないで学力向上、学力向上と言うのはいかなるものかと思えます。

では、今の質問と、あとは学力向上、学力向上と言っています全国学力テストにかかわることについて、最後に教育長からお願いします。

**○小野寺学力・復興教育課長** 全国学力・学習状況調査に係る予算につきましては、全ての国の予算で実施しているものであります。

**○小西和子委員** それで幾らかわかりますか。

**○小野寺学力・復興教育課長** 岩手県分の予算が幾らかというのは把握しておりません。

**○高橋教育長** 今予算の関係を課長から話し申し上げましたが、これは基本的には国で予算化しているということですので、県の予算としては計上していないものということです。それで、こういう学力調査等を通じて子供たちをどう育てていくかという、そ

ういう趣旨の質問かというようにお聞きしましたけれども、よろしいでしょうか。

○小西和子委員 まあ、そうですね。

○高橋教育長 学力調査は何のために行うかというのは、これは子供一人一人にこれからの時代を生き抜いていくために必要な学力の三要素を育てていくという一つの大きな機会だというように捉えております。

学力調査に関して、教員の多忙化というような御意見があるということも承知しておりますけれども、いずれ教育は子供のためにやるのだということで、それは学校現場での理解を深めるように、我々はさまざまな機会を通じながら今後ともやっていきたいと思えますし、工夫が必要な分についてはできる限りのことをやっていきたいというように思っています。

というようなことでございまして、できるだけ教職員と教育行政が基本的にお互いを批判するというのではなくて、思いを合わせつつ子供を育てようという教育界の体制をつくっていくという点に努力していきたいと思えます。

○小西和子委員 では、ちょっと一言だけ。批判するとかということよりも、市町村教育委員会でもやって、県教育委員会でもやって、全国でもやっているのです。それも悉皆ですよね。だから、そんなことまでしなければ傾向がわからないのかということ。以前であれば抽出だったはずなのですからけれども、そういうのに巻き込まれているのではないかと。本質を見失わないで、例えば教育予算をふやすような働きかけを何かするとかということをやっていかなければというのが、今ではもうなくなってしまった国も載っているような地図を使って授業をしなければならぬ教職員からの声でございます。よろしく願います。

○高橋教育長 先ほど質問の趣旨をちょっと理解しないままお答えしてしまったようなところがありますけれども、いずれ教育で一番重要なのは、この間一般質問で知事も答弁いたしましたけれども、まさに教育は人なりだということで、教員の資質向上、一人一人が力を向上させていけるような仕組みを我々も考えていかなければだめですし、あとは全体的に、きょうは委員会としての請願の採択もいただきましたけれども、マンパワーをきちっと確保して子供たちを育てていくと。一つの何かの事業をやればドラスチックに変わるということではなくて、やはり教員が子供たちに向き合ってその力を伸ばしていくということを基本にしながら、ただいま委員から御指摘いただいたようなことが現実にあるとすれば、さまざまな手法についてはどのように工夫していくか、また関係者と話し合いをしながら、いい方向に、皆さんの合意ができるような方向に持っていきたいと思えます。

○岩井高校教育課長 先ほど斉藤委員からお尋ねのあった自衛隊等に関する進路の状況についてお答えします。

平成28年3月の卒業生におきましては、自衛隊に就職した者は77名、防衛大学校、防衛医科大学校につきましてはおりませんでした。

参考までに、平成23年度からの推移をお話いたしますと、自衛隊に就職した生徒は、

平成24年3月卒業生が81名、平成25年3月が98名、平成26年3月が90名、平成27年3月が88名となっていて、この春は77名でございました。回答がおくれて失礼いたしました。

○千葉進委員 そもそも論ですけれども、教員、教職員といっても、オールマイティーではありません。得意、不得意がありますし、それぞれ人格があって、個性があってというような形の中でいるのだと。

今、斉藤委員あるいは小西委員からも教職員の多忙化という話がありましたけれども、これを全部やっていると大変ですので、その中で先ほどハクセル委員から話があった資格の部分で、これも多忙化になりかねないので、ちょっとお伺いしたいと思います。

一つ目、その資格というものはあくまでも個人のもので私には思っているのですが、そのところをまず確認させてください。

○藤岡義務教育課長 資格の所有等につきましては、今、委員御指摘のとおり個人のものと思っております。

○千葉進委員 ということで、委員の中でも誤解されるところなので、あくまでも個人のもので。そうした場合、英語の資格ということで、検定料、それぞれの級で幾らなのか教えていただきたいということと、ないとは思いますが、何らかの補助があるのかどうか、確認させてください。

○藤岡義務教育課長 それでは、英語検定の級ごとの受験検定料についてお知らせいたします。

1級につきましては8,400円、準1級が6,900円、2級が5,800円、準2級が4,500円、3級が3,200円、4級が2,600円、5級が2,500円となっております。

このことにつきまして、日本英語検定協会のほうでは助成しております。平成29年3月までの5年間という期限は一応あるようでございますけれども、おおむねどの級においても半額の割引ということになっておりますので、例えば準1級であれば6,900円のもののが3,000円というような形での割引になっているようでございます。おおむねそのような形で半額程度の補助ということになってございます。

○千葉進委員 その補助というのは、日本英語検定協会ですよね。県教育委員会ではないですね。

○藤岡義務教育課長 今、御指摘のとおり、あくまでも英語検定協会のほうが文部科学省の施策に協力するという形を打ち出しているということになります。ちなみに、英語検定協会以外でも、例えばTOEICにつきましては5,725円のところ2,000円にしますというように、それぞれの運営している母体で行っているというものでございます。

○千葉進委員 それは、英語教職員についてだけですか。教員一般についてですか。それとも一般の人にもですか。

○藤岡義務教育課長 学校の教員ということになっておりますので、先ほどハクセル委員から御指摘があったとおり、やがて英語の教科化が進むことを受けまして、小学校教員で

もこの割引を受けることができることになっております。

○千葉進委員 私の場合は国語で漢字検定をとりましたが、全くそういう補助はないわけでありまして、補助は一応そういう協会のほうからはあるということですよ。ただ、あくまでも個人の資格でというような形だろうと思います。

とにかく学校現場は、先ほども言っているとおり多忙化しており、しかも小中高あるいは特別支援学校、それぞれで違う多忙化があらうかと思っています。そういう面で、さらに教員免許法によって10年ごとに免許も更新しなければいけないという部分などもあって、教材研究とか生活指導あるいは先ほど話題になった部活指導、ここでもまず厳しいという部分があるわけで、そういう補助があるにしても、さらに資格を取るために英検を受けろというのは、あくまでも奨励ですよ、強制ではないですね。そこのところをまず確認をさせていただきますし、免許を取るときには学生時代にそれぞれの個性で、得意、不得意でやっていると思うのですけれども、私ごとで言うと、私の場合は国語、しかも高校しか持っていません。一般的には中高ということになっています。特に私は古典をやりたいということで、表では古典をやるために高校の免許しか取らなかったと言っているのですが、裏では中学校の国語の免状を取るには書道を取らなければいけないのです。私は書道が取れなかったのが高校しかないというように、得意、不得意がやっぱりあるわけです。そういう中でそれぞれが得意な部分を生かしながら授業をやって、そして子供たちにいろんな面で情感豊かなものを含めて知識、学力ということをやっているわけですが、そのように考えたとき、資格部分はそうだとすると、小学校に英語を導入するに際しては、これははっきり言えば後出しじゃんけんのような形で、戸惑っていると思うのです。小学校の免状しか持っていないわけですし、一般の人たちには小学校の免状しかないよ、英語の免状がないのだよということをはっきり言ってもらわなければ困りますし、そしてさらにはALTという話がありましたけれども、高校の場合でもALTというよりも外国人の指導という形で援助いただいておりますが、これも2種類あるわけですよ。そこのところと教員の打ち合わせ、これもまた多忙の一因になると思います。相手によっては勤務時間が決まっているので、そこでやらないといけないというような部分も出てくるので、そこら辺については川上教育次長が一番詳しいと思うのですけれども、やっぱり多忙の一因になりそうな予感がしています。

そしてまた、高校においては資格を取れと言われたならば、何となく奨励といいながらも取らないと何かあるのかなというような感じとか、そういうような部分もあるかと思うので、あくまでも個人の資格であり、そして取るのは個人で決めていいということを中心に周知徹底してほしいと思います。あるいは、まだとは思いますが、小学校においてその後に導入されるにしても、研修という形の中でやっていくのみならず、教職員同士のお互いの認知、多忙化にさせないというようなところ、そういったところの方向性を、強制もしないというようなことも含めて出していただきたいので、先ほど言いましたALTの説明等も含めて所見を求めます。よろしくをお願いします。

○川上教育次長兼学校教育室長 まず、英語の教員ですけれども、今、御指摘のとおり、英語の教員になるために英語検定とかの資格は要件になっておりません。したがって、特に現在教壇に立っている者については、持っていない先生もたくさんいらっしゃるという状況にあらうかと思えます。これについては、要件となればまた話は違いますが、現時点では要件になっておりませんので、これはそのとおりということであらうと思えます。

全国的には英語教育に対する関心が高まってまいりまして、ぜひ取りましようということで、文部科学省の平成15年度の英語が使える日本人の育成のための行動計画の中で、そのようなある意味一つの指針も示されたところではございますけれども、これも一つの方向でありまして、ただもともと英語教育に対する関心等が高まってまいりまして、このような動きになってきたということがあります。その中で助成制度も出てまいりましたが、あくまでもこれは助成ですので、助成制度がある間に活用できる方については活用していただくということによろしいのではないかと考えております。

そして、何よりも英語科教員が一番大事なことは、一つは生徒を育てることですので、資格を持っていれば多分いいこともあるだろうと思うのですが、まず何よりも生徒を育成するというのが大事ですので、我々の研修自体も指導法を含めた生徒の育成ということに主眼を置いているところでございます。そして、それに当たって、もし資格を取っていることがいいのであれば、まだ補助的なものとして、時間の関係もありますけれども、取っていただくということもあっていいかと思えます。

なおかつ、英語の教員に今求められているのは、自分たちがランナーズモデルといいますが、英語の学習者としてのモデルをある意味示すということも大事なことになってきておりますので、そういう努力を示す中で、必ずしも1級とか、あるいはそれ以上の資格ということだけでなくてもよろしいかと思えますけれども、そういう努力をする教員の姿を見せるといことも大事だということを示されているものと考えております。

それから、ALTとNSにつきましても、それぞれ課題がありまして一長一短がございます。先ほど多忙化の話もございましたけれども、何をもって多忙化になるかによっても違ってまいりまして、そのよさを生かしながら、しかも発達段階に応じて活用するということが大事であらうと思えますので、その辺を含めて改善が必要な面については今後検討するという方向であらうかと思えますので、よろしく申し上げます。

○千葉進委員 最後ですけれども、あくまでも奨励はしても強制はしないと、このことを確認させていただいて終わります。

○川上教育次長兼学校教育室長 現時点では、奨励ということで理解しております。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会等運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月2日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、平成29年度県立学校の編制についてといたしたいと思います。

また、次々回8月31日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、県内就業の促進についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。追って継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付してあります平成28年度商工文教委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。

また、県外調査についてであります。諸般の事情により当初の日程を変更し、本計画(案)のとおり実施することとしたいと思います。これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。